政策 1 健康づくりと地域医療

施策1 健康づくり・健康増進事業の充実

施策における目標

健康増進事業の推進など、市民のライフステージに対応した健康づくりを進めます。

施策概要

|想定される主な取り組み

健康相談や健康診査、保健師の訪問 指導、生涯スポーツなど、市民の自主 的な健康づくりの環境整備、後期高齢 者医療制度の運営。

- ・市民の健康度を高めるため、地域レベルで実施する健康教室を充実する。
- ・健診受診後の要指導者等への個別指導(フォロー)を充実する。
- ・メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)に着目した健康教室を実施する。
- ·生活習慣病予防を目的とした、食生活の改善、ウォーキングなどの運動を実践 する。
- ・幼児から高齢者までの口腔衛生の向上を目的とした事業を実施する。
- ・生涯スポーツ事業と連携した健康づくり教室を実施する。
- ・大阪府後期高齢者医療広域連合に参加し、広域行政を推進する。

|第2期実施計画における総評

- ・健康づくり及び生活習慣病予防を基本に、生涯スポーツ事業との連携による健康増進事業の推進や各種保健事業の推進など、市民のライフステージに対応した健康づくりを進めてきた。
- ・重点課題として、 生活習慣病予防、 食生活の改善、 運動、 歯科保健を掲げ、 については、メタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)に着目し、糖尿病予防に重点を置いた健康教室を再編し継続的な学習の場を設定した。 については、栄養士による食生活改善推進員への支援及び社会福祉協議会地区福祉会校区での栄養講座を開始した。 については、ウォーキングを推進し、ウォーキング推進員(ウォークメイト)の養成から協働・支援等健康づくりに積極的に関わってきた。 については、歯科衛生士による地区福祉会いきいきサロンにおける口腔機能向上の講座、子育てサロンにおけるブラッシング指導等を実施した。以上のように、健康づくり施策を総花主義から重点化へシフトし、重点分野の取り組みを着実に実行してきた。
- ・生涯スポーツ事業の連携についても、健康づくり教室の共催など連携を深めてきた。

政策 1 健康づくりと地域医療

施策2 保健事業の推進

施策における目標

妊娠・出産・育児のライフスタイルに応じたきめ細かな母子保健事業や身近な地域の中での介護予防事業を進めます。

施策概要

想定される主な取り組み

妊娠・出産・育児の時期に応じた母子 保健、生活習慣病予防及び寝たきり予 防・介護予防など保健事業の推進。

·子育て支援を含めた乳幼児の健全育成等を目的とした子育てサロンを実施する

- ・食育の推進として、妊娠期から乳児期までを対象とした離乳食講習会等を実施する。
- ・若年層(30歳代から40歳代前半)への生活習慣病予防に対する啓発を行う。
- ・母子健診、予防接種を実施する。

第2期実施計画における総評

・各種保健事業は参加数等が増加しており、計画通り事業を推進してきた。主な取り組みとしては、 子育て支援を含めた乳幼児の健全育成等を目的として子育てサロンの開催地区を増やし、参加者数が増加した。 食育の推進として、妊娠期から乳児期までの継続的な教育体制を確立した。 若年層(30歳代から40歳代前半)に対して生活習慣病予防の啓発を行い、出張健康診査において、若年層の受診者が増加した。 介護保険法等改正に伴い、介護予防健診を実施したほか、保健事業の変更について、庁内において横断的に連携して実施するなど、法改正に対応した効果的な保健事業を展開してきた。

政策 1 健康づくりと地域医療

施策3 地域医療・救急医療体制等の確立

施策における目標

地域の医療体制及び広域的な救急医療体制の充実に努めます。

施策概要

想定される主な取り組み

「かかりつけ医」等の促進、病院と診療所の連携、訪問看護、休日夜間救 急医療などの実施。

- ・休日及び夜間に搬送される患者の受け入れ体制を整備し、救急医療体制の 充実を図る。
- ・豊能広域こども急病センターの管理運営を行う。
- ·最適な医療を提供するため、総合病院と診療所の連携(病診連携)を推進する。

第2期実施計画における総評

- ・誕生月検診の受診率向上や介護保険制度の醸成、市立病院による病診連携及び院外処方箋制度の定着により「かかりつけ医院・薬局」を持つ市民の割合、特に高齢者の割合が伸びてきた。
- ・箕面市立病院において、地域医療室の充実及び入院期間の短縮により病診連携が促進された。
- ·訪問看護サービスにおいて、在宅医療及び介護保険制度の進展により、民間サービスの提供基盤が一定整備された
- ・豊能広域こども急病センターの開設により、小児救急の体制充実が図られた。

政策 1 健康づくりと地域医療

施策4 市立病院の充実

施策における目標

地域の中核病院として、患者ニーズに応える質の高い医療を提供します。

施策概要

想定される主な取り組み

患者ニーズに対応した診療体制及び 設備の整備。 市立病院経営健全化計画における以下の項目について推進する。

- ・病診連携を推進する。
- ・広域連携を推進する。
- ・看護体制を充実する。
- ・未収金の対策を強化する。
- ・医療機能評価の認定を更新する。
- ・計画的に設備を更新する。
- ・医師等の医療スタッフの確保対策を行う。
- ・医師の臨床研修を充実する。
- ·CS(患者満足)を向上させる。
- ・経営形態の見直しを検討する。

第2期実施計画における総評

・平成16年度は、市立病院経営健全化計画の計画項目の推進に伴い、医業収支比率は概ね順調に伸びてきた。 ・平成17年度は、収益が減少し、医業収支比率が16年度を下回る内容となったが、施設改修に伴う病棟閉鎖などによる 大幅な患者数の減少という特殊要因があり、経営健全化計画における収支シミュレーションにおいても当初から想定さ れた内容であることから、早期に改修前の状態に回復する必要がある。

政策 2 子どもや子育てへの支援

施策5 子育て支援制度の充実

施策における目標

子育て支援のニーズの動向をふまえ、公立・民間の保育所・幼稚園が連携し、多様な保育ニーズに応えていきます。

施策概要

|想定される主な取り組み

保育所などでの多様な保育サービスの推進、就学前の教育・保育内容の充実や連携強化。

- ・次期新子どもプラン(次世代育成支援行動計画)の策定において、目標事業量 を設定し、達成へ向けて計画を推進する。
- ・子ども施策推進本部において子育て支援に関する施策を総合的に推進する。
- Ⅰ・乳幼児・ひとり親家庭等に対する医療費の助成を行う。
- ┃・保育所待機の状況等の情勢をふまえ、保育サービスの充実を図る。
- ・幼稚園、保育所の連携を促進し、就学前教育保育を総合的に推進する。
- ・母子家庭の母親への就労支援等を推進する。
- ·市立保育所の一部を民営化し、民営化による人材を他の保育所に再配分し、 定員拡大を図る。
- ・民間保育所に対し、一時保育や事業内容の充実のための補助を実施する。

第2期実施計画における総評

- ・市立保育所の民営化による人材の再配分により、市立保育所の定員拡大及び民営化する保育所の定員拡大で、保育所待機児対策を推進してきた。
- ・子どもの安全対策については、平成17年7月に策定した「子どもの安全にかかる基本的な考え方」に沿い、保育所及び幼稚園の門扉及びフェンスのかさ上げ等、各種事業において対策を講じてきた。
- ・総合的な子育て支援については、平成18年1月に立ち上げた「箕面市子ども育成推進協議会次世代育成支援対策部会」において子育て支援施策の進行管理等を協議しながら、市民ニーズに合った施策の推進を図ってきた。

政策 2 子どもや子育てへの支援

施策6 豊富な情報提供と相談体制の確立

施策における目標

子どもに関する相談の総合化・専門化を促進します。

施策概要

想定される主な取り組み

子育て支援センターなどでの講座や 相談、情報誌の発行などによる情報 提供、児童虐待や非行などへの相談 体制の整備。

- ·学校や関係機関との連携·情報交換·ホームページ等を活用した子どもや子育 てに関する情報提供を実施する。
- ・関連機関の連携により、子どもに関する相談対応の総合化を図るとともに、内容の専門化を促進するため、市に専門の組織体制を整える。
- ・中部、西部における子育て支援センターの活動とともに、東部での子育て支援の拠点づくりを行う。
- ・教育相談員(臨床心理士)による相談体制の充実を図る。

- ・子どもに関する相談窓口は、総合保健福祉センター・保育所・幼稚園・あいあい園・子ども相談室・教育センター・青少年指導センター・子育て支援センター等で実施し、また、子ども支援課が虐待通告の窓口になるなど、受け入れ態勢は一定整ってきた。
- ・みのおサンプラザの再編に伴い、西部子育て支援センターが整備できたことから、今後は、東部子育て支援センター の検討が必要である。
- ・箕面市児童虐待防止ネットワークを発展改組し、箕面市要保護児童対策協議会を設置したことにより、関係機関の連携が一層図れるようになった。

子どもや子育てへの支援 政策 2

子どもの活動場所の整備 施策7

施策における目標

子どもが参加できる場や機会の確保を継続して行います。

施策概要

想定される主な取り組み

放課後の児童の活動場所や、子ども・ 青少年が自由に遊んだり、文化、ス ポーツ活動に親しめる環境づくり。

- ・自由な遊び場など、子どもの自主的活動場所の提供や子どもに関わる団体活 動への支援を行う
- ・街頭補導・非行防止啓発活動等による青少年の非行防止と問題箇所の調査・ 把握に基づき、青少年を取り巻く環境浄化活動を行う。
- ・子どもの安全見まもり隊、青色防犯パトロールなど、子どもの安全の見守り活 動の推進を行う。
- ・中部、西部における子育て支援センターの活動とともに、東部での子育て支援 の拠点づくりを行う。

第2期実施計画における総評

- ・みのおサンプラザの再編に伴い、若者のニーズの高い音楽スタジオを設置するなど、若者の居場所や世代間交流の 場の整備が図れた。
- ・学校施設開放事業や子どもたちの自由な遊び場開放事業のほか、各保育所・幼稚園の園庭開放など、子ども・親子 の居場所づくりを進めてきた。
- ・年々変化する子どものニーズや健全育成の観点から、必要な居場所づくりについての課題が残った。
- ・居場所づくりとともに必要なのが安全の確保であり、本市においては他市に先がけ「子どもの安全見まもり隊」を立ち 上げるなど、地域や各種団体による子どもの安全確保に係る活動が進んできた。
- ・青色防犯パトロールの実施や市民安全メールの配信を行っており、今後は、地域の青色回転灯パトロール(府独自施 策)への参加が検討される

高齢福祉の充実 政策 3

地域に根ざした福祉サービスの展開 施策8

施策における目標

高齢社会において市民が豊かで生きがいのある暮らしができるよう、地域に根ざした福祉サービスの充実とその推進を 図ります。

施策概要

想定される主な取り組み

地域包括支援システムの構築、ボラン 活動支援の推進。

・各関係機関との連携や関係者による保健医療福祉総合マネジメントの充実を ティア、市民団体との協働による地域 |図り、市民の地域福祉活動への参画を促進し、それぞれを有機的に連携・機能 させることにより、地域で高齢者を支えるシステムを構築する。

・地域における相互扶助体制の確立に向け、事業者や行政が、多様な活動主 体と協働し、「高齢者のつどい」「ふれあい・いきいきサロン」等の自主的活動の 支援の強化及び高齢者が気楽に集える場の確保を図る。

- ・すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して日常生活を営むことができるように、地域に根ざした福祉サービスを展 開した。
- ・地域での相互扶助体制の確立を図るべく、地域の団体等と連携し、高齢者が地域で交流できる場づくりに努め、自立 高齢者や要援護高齢者及びその家族に対する介護予防・生活支援が図れた。
- ・住み慣れた地域において、自立高齢者や要援護高齢者の安心な生活の確保が一定図れた。

政策 3 高齢福祉の充実

施策9 要援護高齢者への介護サービスの充実と確保

施策における目標

介護保険制度に基づくサービス体系を整備し、サービスの質の確保と向上に努めます。

施策概要

想定される主な取り組み

介護保険サービスの提供や在宅介護 · 予防給付の見るの相談、介護老人保健施設・老人ディの整備に努める。サービスセンターなどの運営。 ・サービス提供の

·予防給付の見直しや地域密着型サービスなど新たに創設されたサービス基盤の整備に努める。

・サービス提供のさらなる公正性、透明性及び実効性を確保するために、保健 福祉苦情解決システムと相互補完による仕組みの構築を図り、外部有識者による第三者評価制度の導入に向けた取り組みを検討する。

第2期実施計画における総評

- ·第2期介護保険事業計画に基づき、介護保険の施設サービス、居宅サービスの充実を図り、要援護高齢者に対しての 介護予防等が進められた。
- ·今後は、総合マネジメントの推進、給付サービスの調整、介護サービスの確保とサービス供給体制の多元化、一般地域福祉サービスの充実及び定期的評価を行うなど、さらに施策の充実を進める必要がある。

政策 3 高齢福祉の充実

施策10 高齢者の自立生活への支援

施策における目標

高齢者が健康に自立した生活を送ることができるよう、きめ細かな高齢者福祉の充実を図ります。

施策概要

想定される主な取り組み

一人暮らしや虚弱な高齢者へのサービスや介護予防、権利擁護など、介護 保険以外の高齢者福祉サービスの推 進。

- |·介護予防の普及·啓発により、地域における要介護状態を事前に予防する取 |り組みの拡大・強化に努める。
- ・高齢者虐待事例全般について、民生委員、児童委員活動や地域住民による 自主的活動を活用して、的確な把握に努め、関係機関と連携して速やかに解決 を図る。
- ・身寄りのない認知症高齢者については、成年後見の市長申立てなど行政支援 を行う。

- ・介護予防、生活支援の目的で「自立支援サービス」及び「生活支援サービス」を構築し、さらに「介護支援サービス」「緊 急通報システム」などにより高齢福祉の充実を図ってきた。
- ・今後は、権利擁護事業をはじめとする地域支援事業と一般地域福祉サービス等との整合性を図る必要がある。

政策 3 高齢福祉の充実

施策11 高齢者のいきいき生活の支援

施策における目標

高齢者がいきいきと暮らせる豊かな長寿社会の実現をめざします。

施策概要

想定される主な取り組み

高齢者の地域活動や生涯学習、就 労、社会参加の促進。

- ·高齢者の学習意欲や社会参加意欲を一層高め、介護予防や閉じこもり予防、 健康づくりにつなげる。
- ・高齢者の地域活動や生涯学習、就労、社会参加など、高齢者の生きがい活動 の支援に努める。

第2期実施計画における総評

- ・老人福祉センターにおいて、パソコン講座を開催するなど、事業メニューの多様化を図っているが、利用者数は横ばい 状況であり、利用者数の増加を図る必要がある。
- ・老人クラブの加入率は、個々の高齢者のニーズが多様化しているため、低下傾向にある。
- ・自立高齢者の就業率は高い水準を維持しており、高齢者の生きがい活動の一端を担っている。
- ·高齢者向け民間住宅オーナー登録制度については、登録件数が伸び悩んでいるため、高齢者等の円滑な入居に対 する支援を側面から実施する必要がある。

政策 4 障害福祉の充実

施策12 障害者の地域生活における自立支援

施策における目標

障害者市民が、自己の意思に基づき、地域で自立した生活を送ることができるよう、支援の充実を図ります。

施策概要

想定される主な取り組み

障害者の地域生活に対する自立支援 並びに障害者の社会参加の促進。

- ・障害者の相談に応じ、必要な情報の提供や助言、その他障害福祉サービスの 利用支援や関係機関との連絡調整を行う。
- ・障害者雇用支援センターを核とした一般就労の促進、職種開拓や就労支援を 展開する障害者事業団の取り組み等への支援を行う。
- ・成年後見制度の活用等、判断能力にハンディキャップのある市民について、福祉サービスの円滑な利用や日常の金銭管理、財産管理等の支援を行う。

- ・・障害者を対象に、自己選択・自己決定に基づく自立した生活を送るための社会的支援と環境整備の充実を図った。
- ・障害者雇用支援センターによる一般就労が進展した。

障害福祉の充実 政策 4

障害者の生活環境の整備 施策13

施策における目標

障害者市民が、自己の意思に基づき、地域で自立した生活を送ることができるよう、支援サービスの基盤整備を推進し ます。

施策概要

想定される主な取り組み

障害者の地域生活における自立支援 及び在宅福祉サービスの基盤整備の 推進。

- ・グループホームの整備を図るとともに、グループホームへの入居を促進するこ とで、障害者の地域生活における自立支援を行う。
- ・障害者の在宅生活の利便性や生活の質の向上のために、補装具の交付・修 理や日常生活用具の給付を行う。
- ・健康の保持及び福祉の増進を図るため、重度障害者に対し、医療費や訪問看 護料の助成を行う。

第2期実施計画における総評

- ・自己選択・自己決定に基づく自立した生活を送るための社会的支援の基盤整備を進めてきた。
- ・グループホームなど在宅福祉サービスの利用者が増加してきた。

政策 4 障害福祉の充実

支援体制の整備 施策14

施策における目標

障害者市民が、自己の意思に基づき、地域で自立した生活を送ることができるよう、官民協働の支援を推進します。

施策概要

想定される主な取り組み

障害福祉施策を担う人材の育成や、 啓発活動などの推進。

- ・自立支援制度の指定居宅事業者の整備を図り、民間福祉サービスを推進する 官民協働の促進、障害者差別をなくすとともに在宅福祉サービスの利用を促進する。
 - ・障害者福祉センター等での各種講座を充実させ、ボランティアを養成する。 ・障害者への理解を促進するため、(財)箕面市障害者事業団等の関係機関と 連携しながら啓発活動を推進する。

第2期実施計画における総評

自己選択・自己決定に基づく自立した生活を送るための社会的支援の基盤整備を、市民や関係団体との適切な役割分 担と協働により実施することをめざしており、障害者福祉施策は民間との協働をより一層推進できる余地がある。当事 者やその支援者ひいては市民の意識に働きかける有効な事業展開が課題である。

政策 5 住環境と住宅

施策15 公害の防止

施策における目標

公害のない、安全で、地域の特性を生かした定住性の高い良好な居住環境の確保を図ります。

施策概要

想定される主な取り組み

公害発生源の監視、指導及び大気・水 質・騒音などの環境質のモニタリングや 公害対策。

- ・市内の各種環境の現況調査を行う。
- ・環境調査結果等を公開する。
- ・公害対策に関する事務及び公害に対する苦情の処理を行う。
- ・大阪国際空港周辺地域での騒音対策を行う。
- ・環境と開発の調和を図るため、環境影響評価(環境アセスメント)を行う。
- ・建築物の吹きつけアスベスト除去に対する対策を行う。

第2期実施計画における総評

- ・大気汚染、河川水質汚濁、自動車騒音、環境騒音のうち、大気汚染以外は環境基準に基づき、目標を達成した。
- ·公害防止のため、公害、事業場、建設に関する現場などに対して大阪府と共同で立ち入り調査等を積極的に実施してきた。
- ・市民からの公害の苦情に関して、速やかに現場に向かい、市単独でも立ち入り調査や事業者に対する事情の聴取等を 積極的に行ってきた。
- ·各種環境調査や公害防止のための立ち入り調査による監視·指導を引き続き行い、現在の環境の状態に対して現状維持又は向上に努める必要がある。
- ・目標が達成できなかった大気汚染については、本市だけで解決することは困難であるため、大阪府や府内の自治体と 連携し目標達成に向けてさまざまな施策を実施していく必要がある。

政策 5 住環境と住宅

施策16 良好な住環境の整備と保全

施策における目標

適切な土地利用の規制誘導や市民の自主的なまちづくり活動への支援を行い、地域の特性を生かした定住性の高い良 好な居住環境の整備・保全を市民との協働のもとに図っていきます。

施策概要

想定される主な取り組み

緑豊かな住宅都市にふさわしい土地利用の規制・誘導及び居住環境の整備・保全並びに市民による自主的な地区計画や建築協定の策定に向けたまちづくり活動への支援。

・都市計画法改正による都市計画マスタープランの修正を行う。

·都市計画制度や本市における都市計画の策定状況など市民への都市計画情報の円滑な提供を行う。

・建築主への広報やパトロールにより工事の進捗状況を把握し、完了検査申請書の提出の促進を図る。

・まちづくりに関する市民への情報提供を行う。

- ・開発や建築に対する独自の規制を設け、良好な居住環境の整備と保全を図ってきた。
- ・平成15年度に、高度地区の見直しを行い、極端に高さの違う建物が混在することを防ぐため絶対高さ規制を導入したことにより、住環境の悪化の防止が図られ、また、建築紛争等が緩和されることとなった。
- ・住環境を保全するための市民による自主的なまちづくり活動の結果、地区計画が定められ、地域の特徴を踏まえた良 好な住環境を保全・育成しうる地域が増加した。
- ・安全な建築物を誘導するべく新築等の完了検査の受検を啓発してきた結果、検査済証発行数が伸びており、本市内に おいて適正な建築物の建築が進められているため、今後も引き続き施策を実施しながら、安全で快適な住環境の保全育 成をさらに推進していく必要がある。

政策 5 住環境と住宅

施策17 公的住宅の整備・運営

施策における目標

市営住宅の役割を整理し、真の住宅困窮者に供給できるようにします。また、既存市営住宅ストックのバリアフリー化を 推進します。

施策概要

想定される主な取り組み

低所得者、高齢者、障害者などに対する市営住宅の供給及び市営住宅のバリアフリー化など、高齢者や障害者等に優しい住宅施策の計画的な実施。

・住宅困窮者像を可能な限り明確化するとともに、市営住宅の役割を整理し、既存ストックを最大限活用するため、市営住宅の供給・管理のあり方を検討し、適正な供給を行う。

・「市営住宅ストック総合活用計画」や「市有建築物保全計画」に基づき、市営住宅の適切な維持管理や改善を行う。

第2期実施計画における総評

・借上公営住宅促進事業において、これまでの供給計画に基づき、民間借上方式により市営住宅を計画的に供給してきた結果、平成16年度末には管理戸数が445戸となり、一定の成果を上げてきたが、国の補助金制度の変更や本市の財政状況等から、平成17年度から市営住宅の新規供給を当面の間ストップしている。

・空き家募集においては、常に応募が多数あり、高倍率が続いていることから、市営住宅の需要は依然として高い状況であるため、住宅困窮者像を可能な限り明確化するとともに、市営住宅の役割を整理し、既存ストックを有効活用した的確な市営住宅の供給・管理のあり方を検討する必要がある。

政策 5 住環境と住宅

施策18 民間住宅の誘導・支援

施策における目標

高齢者、障害者等が民間賃貸住宅へ円滑に入居することができるようにします。

施策概要

想定される主な取り組み

民間賃貸住宅への入居を拒否されることがある世帯(高齢者・障害者・外国人・ 子育て世帯等)の安定居住の促進。

|「あんしん賃貸支援事業」を実効性のある事業にすべく、宅建協会や関係団体 |等と連携を図りながら、事業を推進する。

第2期実施計画における総評

・特定優良賃貸住宅については、これまで、大阪府の既存特定優良賃貸住宅の空き家を活用してきたが、実効性の観点から検討を要するため、平成18年度より、家賃減額及び市外入居者・新規入居者に対する補助を見合わせている状況であり、市営住宅等供給・管理方針検討事業の中で、制度の廃止も含めた検討が必要となっている。

・高齢者向け民間住宅については、「高齢者円滑入居賃貸住宅登録制度」について定期的に広報紙等でPRするとともに、宅建協会にも制度の周知、PRを依頼してきたところであるが、登録件数が依然として1件のみとなっている。また、これまで高齢者のみ対象であった同制度が障害者にも拡大され、さらに平成18年度には子育て世帯等が対象に加わるなど制度の拡充がなされ、「あんしん賃貸支援事業」としてスタートしたところであり、さらなる制度内容の周知・PR方法を検討する必要がある。

政策 6 身近な緑と遊びの空間

施策19 特徴を生かした都市緑化の推進

施策における目標

身近なみどりに対する愛着や満足度を高めるため、都市緑化(アドプト活動参加など)に関わる市民団体を増やすなど市 街地の緑の減少を抑えます。

施策概要

想定される主な取り組み

緑化樹や花苗の配布、街路樹の維持管理による市街地緑化の推進。

- ・アドプト活動により住環境に配慮した身近な緑花を推進する。
- ・花とみどりの街角表彰や講習会等を行い、市民の緑花意識を高める。
- ・箕面駅前や府道豊中亀岡線等で、地域に即した緑花を推進する。
- ・街路樹の適正な維持管理等のあり方を検討する。

第2期実施計画における総評

- ・「みどりの基本計画」に基づき、各種啓発やアドプト活動など市民による緑化推進が進められてきた結果、市民がみどりに関わる機会が増え、みどりへの愛着が形成されることから、今後も身近なみどりの豊かさに関する満足度の高まりが 十分期待される。
- ・「みどりの基本計画」、「みどりのまちづくりヒント集」の策定や、各種啓発、重点緑化などが行われたことにより、市民の 身近なみどりに対する関心は高まりつつある。また、アドプト活動団体に対する公園や緑地、道路などの活動場所の提供 や、花苗、資材等の支給など活動への支援により、市民の主体的な関わりが増えた。
- ・アドプト活動推進要綱に基づき、公園・緑地等におけるアドプト活動が活性化し、団体数が増加したため、アドプト活動 か所数が増加した。また、要綱・支援方法の改正も含めてより活動しやすい仕組みづくりを検討する必要がある。 ・花とみどりの街角表彰については、募集時期が花の時期の後になっていることやPR不足により、応募件数が増加していないため、改善が必要である。

政策 6 身近な緑と遊びの空間

施策20 公園・緑地の整備と管理運営

施策における目標

公園、緑地の管理への市民の関心を高め、市民による管理運営の公園、緑地を増やします。

施策概要

想定される主な取り組み

公園や花壇の維持管理、市民主体による利活用などの推進。

・既存の公園・緑地を適切に管理するため、市民参加による公園等の維持管理等のあり方を検討するとともに既存公園のリニューアルについて、市民参加による整備を検討する。

- ・アドプト制度について積極的に啓発活動を行い、参加団体が増加傾向にあることから、市の公園づくりや管理に対する 市民の参加意識の高まりが今後も期待できる。
- ・アドプト団体の増加により、市民によって管理が行われている公園数が増加してきた。しかし、団体により、維持管理への意識の差が大きく、今後、維持管理の充実度を高めるため、報償金制度及びアドプト制度の見直しが必要である。 ・一人あたりの都市計画公園面積を確保するため、未整備都市計画公園の必要性等を検証し、今後の都市計画事業の 展開を明確にする必要がある。

政策 6 身近な緑と遊びの空間

施策21 農地の保全と活用

施策における目標

土に親しみたいと考える市民のニーズに応えます。また、市街化区域内農地の農地保全策として、市民農園の開設支援 や遊休化防止を図ります。

施策概要

想定される主な取り組み

市民農園の開設支援や田植え·稲刈りなどの農業体験機会の提供。

- ・市民農園開設に関する支援を行う。
- ・田植えや稲刈り等の農業体験事業を推進する。
- ・援農や農作業受委託制度の整備に向けて、関係団体との連携を図る。

第2期実施計画における総評

・農地の活用については、ふれあい農園など各種事業の実施により、市民に対するレクリエーション環境の提供という点において効果を得ることができた。今後は、防災空間並びに景観作物の栽培等による緑空間としての機能を生かした利活用を検討していく必要がある。

・農地の保全については、本市市域内(特に市街化区域内)農地の資産的価値が高く、生産緑地指定がなされていない農地は、税負担の問題から農地として保全することが難しいため、世代交代や農業用機械の買い換え時期を契機に農地転用する傾向があり、生産緑地の追加指定要件の緩和や新たな税制面における支援がない限り市街化区域内農地の減少を根本的に食い止めることは難しいものと思われる。

・市街化調整区域内の農地については、比較的農業を営みやすい環境にあるが、農業従事者の高齢化等による遊休農地の増加による農環境の悪化を防止するための対策を整備することが求められる。今後は、税負担や周辺の農環境の違いをふまえた上で、市街化区域と市街化調整区域それぞれの農地保全策を考える必要があり、箕面市農業振興検討会議等で新しい施策のあり方について具体化に努めてい〈必要がある。

政策 7 廃棄物とリサイクル

施策22 ごみにしない・ごみを減らす

施策における目標

資源循環型社会形成のため、最優先とされるごみの発生抑制をめざします。

施策概要

想定される主な取り組み

ごみ減量・資源化に対する啓発・指導や 経済的手法の活用によるごみ排出抑制 の意識付け並びに市民の自主的な地 域清掃などの促進。

- |·ごみ処理基本計画(改訂版)に基づき、ごみ減量·資源化を図る。
- ・事業系ごみの排出実態調査を行う。
- ・事業系ごみの減量方策を検討する。
- ・箕面市廃棄物減量等推進審議会の運営を行う。
- ・「ごみ減量フェア」等による環境美化とリサイクルに対する啓発を行う。

- ・平成15年10月のごみ処理の一部有料制導入による家庭ごみの減量効果は、対平成14年度比で15%削減を維持しており、成果を上げた。
- ・市民の自主的なごみ排出抑制努力を支援する施策が目に見える形で展開されていないため、さらなる減量を進めるに 当たっての課題となっている。
- ・家庭ごみが減量される一方で、事業系ごみが増加しており、早急に事業系ごみの減量方策を打ち出す必要がある。

政策 7 廃棄物とリサイクル

施策23 リサイクル・再資源化を進める

施策における目標

資源循環型社会形成をめざし、資源ごみの分別排出を推進し、資源化を進めます。

施策概要

想定される主な取り組み

排出される物の特性に基づ〈再生の可能性の点検及び合理的な分別区分の 細分化・多様化の促進。

- ·新聞、雑誌等の集団回収、ペットボトルの拠点回収、プラスチック製容器包装の 分別収集を行う。
- ・リサイクルセンターの管理・運営を行う。
- ・市民工房の運営を行い、自転車・家具等の再生利用に供する。
- ・生ごみ堆肥化による有機廃棄物の再利用を行う。

第2期実施計画における総評

- ・分別収集の徹底と再生資源集団回収の推進に努め、資源化率が向上した。
- ・資源化促進は、焼却経費及び環境負荷の軽減方策として有効であるが、資源ごみの収集・中間処理等にかかる経費を 勘案し、市の財政状況、国のリサイクル行政の動向等をふまえつつ、総合的に判断する必要がある。

政策 7 廃棄物とリサイクル

施策24 ごみを適正に処理する

施策における目標

資源循環型社会形成をめざし、ごみの収集、運搬、処理を適正に行います。

施策概要

|想定される主な取り組み

ごみ収集機材、ごみ処理設備の適正な 維持管理及び効率的なごみ処理の実 施。

- ・ごみ収集車両の維持管理を適正に行う。
- ・し尿の収集と処理を行う。
- ・不法投棄の防止に向けた対策を行う。
- ・搬入ごみ処理手数料の適正化を行う。
- ・事業系ごみの搬入監視と指導を行う。
- まちの美観・美化に向けた対策を行う。

- ・ごみ処理経費は、ごみ収集業務の民間委託導入により経費を削減することができた。
- ・ごみ処理施設の経年劣化に伴う設備維持経費、ごみ分別経費、ごみ収集車両の買換経費等の増大が見込まれることか らごみ処理経費の削減が厳しい状況になっている。
- ・ごみ処理に伴う大気等の周辺環境に対する負荷を最小限に抑え、公害防止基準の遵守に努めてきた。
- ・ごみの最終処分量は、ごみ減量化や適正なごみ分別排出の推進により、最終処分量を減らすことができた。
- ・公園や道路等にたばこの吸い殻や空き缶などポイ捨てが増加し、まちの美化に対する啓発が必要となっている。

政策 8 防災と危機管理

施策25 災害に強いまちづくり

施策における目標

ハード・ソフト両面での災害に強いまちづくりを推進します。

施策概要

想定される主な取り組み

土砂災害や雨水浸水などに対応できる 都市基盤の整備及び民間建築物への 耐震診断助成や災害防止指導の実施。

- ・民間建築物の耐震診断に対する支援を行う。
- ・市内の建築物の耐震化を高めるため、建築物の耐震改修の促進を図る。
- ・市民との協働による防災まちづくりの取り組みを進めるため、防災まちづくりの リーダーとなる人材を育成し、地域における防災意識の高揚を図る。
- ・市民の防災意識の高揚を図り、地域住民による防災組織の整備など、地域の 防災まちづくり活動に対する支援を行う。

第2期実施計画における総評

- ・防災機能を高めるためには建築物の耐震化を進めていくことが不可欠であり、建築物の検査済証発行率が上昇していることから、安全な建築物の集積に対し、一定の成果があった。
- ・公共建築物の耐震化については、平成17年度より耐震化計画に基づき順次実施している。
- ・民間建築物の耐震化の推進については、市民の防災まちづくりへの関心の高まりが不可欠であり、平成14年度に実施した「災害危険度判定」結果の公開や、出前説明会等によって啓発に努めてきたが、今後も市民との協働により防災まちづくりを推進し、民間建築物の耐震化を進める必要がある。
- ・河川改修や急傾斜地崩壊対策区域の排水施設の整備などの防災対策は順次実施しており、今後も計画的に実施して いく必要がある。

政策 8 防災と危機管理

施策26 災害に備えた危機管理体制の強化

施策における目標

情報通信網や初動体制の整備、関係機関との連携など、災害時に備えた危機管理体制の一層の充実を図ります。

施策概要

想定される主な取り組み

災害時における情報の収集・伝達体 制、初動体制の確立及び医療体制や緊 急物資等の確保、避難場所の整備等の 危機管理体制の強化。

- ・防災情報の伝達手段について、防災行政無線の更新を行う。
- ·緊急放送設備として、コミュニティFM放送(タッキー816)との連携を行う。
- ・非常参集訓練など各種訓練の実施により、初動体制・危機管理体制の充実を図る。
- ・災害時における災害時安否確認や避難支援を円滑に実施するための体制づくりを進める。
- ・国民保護計画の各種マニュアル等の作成を行う。
- ・常備備蓄と併行して、流通備蓄確保のための協定締結を行う。

- ・防災行政無線やコミュニティFM放送(タッキー816)による緊急放送設備などにより、災害時の連絡手段を確保するとと もに、防災資機材や緊急物資等の確保、避難場所や初動体制の整備等についての取り組みを進めてきた。
- ・災害時の重要な連絡手段の1つである防災行政無線については、老朽化が進んでいるため、代替システムも含めた災害時の情報収集・伝達の手段の検討が早急な課題となっている。
- ·今後も、箕面市地域防災計画に基づき、庁内の組織体制や関係機関との連携など、災害に備えた危機管理体制について一層の強化を図る必要がある。

政策 8 防災と危機管理

施策27 地域防災力の向上

施策における目標

地域防災力向上の基盤となる市民の防災意識の高揚や自主防災組織の結成を推進します。

施策概要

想定される主な取り組み

市民の防災意識の高揚並びに地域に おける自主防災組織の整備やボラン ティア活動などの促進。

- ·自治会等への働きかけや防災出前説明会など、市民への防災啓発活動を行う
- ・地域における自主防災ニュースの配布や啓発活動等を通じて、自主防災組織の立ち上げ及び実際の活動に対する支援を行う。
- ・防災マップ(洪水・土砂災害危険箇所)により、情報の周知を行う。

第2期実施計画における総評

- ·全ての市立小学校に地域防災活動のための資器材を備蓄した倉庫を整備し、地域防災力向上のための基盤整備を進めてきた。
- 防災出前説明会などの啓発活動を通じて市民の防災意識の高揚や自主防災組織の立ち上げなどに努めてきた。
- ・自治会の組織率や加入率の低迷、地域のつながりの希薄化などから自主防災組織の組織率は近年伸び悩んでいる。
- ·箕面市地域防災計画に基づき、地域住民による自主的な防災活動への支援と市民の防災意識の高揚に向けた施策展 開を進めていく必要がある。

政策 8 防災と危機管理

施策28 広域連携の推進

施策における目標

災害時における広域的な協力体制を強化します。

施策概要

|想定される主な取り組み

豊能地区3市2町との合同防災訓練の 実施や広域自治体間協力の推進。 ·災害時における応援など、各種協定の締結を進め、協力関係の充実を図る。 ·防災と危機管理に関する協定により、豊能地区3市2町による連携を中心とした、自治体間の広域的な協力・連携を推進する。

- ・豊能地区3市2町による合同防災訓練を平成13年度から毎年実施するとともに、大規模災害時における相互応援協定を 15市1町と締結し、広域での支援体制を整えており、今後もこれらの協力体制を維持していくことが必要である。
- ·今後も箕面市地域防災計画に基づき、豊能地区3市2町による連携関係を中心として、自治体間等の広域的な協力・連携を推進していく必要がある。

政策 9 消防・救急体制の充実

施策29 適切な施設配置と消防力の拡充

施策における目標

多岐にわたる消防需要に適切に対応し、誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進していくため、消防危機管理体 制、消防・救急体制の充実強化を図ります。

施策概要

想定される主な取り組み

火災や地震等に備えた消防車両、資器 材、消火栓、防火水槽の整備。

- ·火災時の迅速な水利確保を図るための防火水槽等の維持管理、消火栓の整備を行う。
- ·今後の消防広域再編の動向を見極めながら近隣消防本部との連携を強化するとともに、広域化についての協議を進め、大規模開発、人口増、通過交通の増加に伴い増大する消防需要にあわせた消防拠点の再編等を検討する。
- ·消防車両の日常的な維持管理など、消防活動の迅速·安全を確保し、緊急出場に備える。
- ·常備消防資器材の適正な維持管理、トンネル災害をはじめとする多種・多様化する災害に備えた必要資器材の計画的な整備を行う。

第2期実施計画における総評

- ·人員及び資器材整備計画に基づき、地域における消防責任を果たすべ〈人員及び資器材の整備更新を進め、地域の 求める消防需要に一定度合達成することができた。
- · 今後も消防力の整備指針を参考に、地域の実情に合わせつつ消防責任を果たすため、人員及び警防資器材等の整備を計画的に推進することが必要である。

政策 9 消防・救急体制の充実

施策30 火災予防体制の充実

施策における目標

さまざまな災害等から市民の生命、財産を守るため、防火・防災意識の高揚を図り、地域ぐるみの自主防災組織の育成・ 指導に努めるなど市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

施策概要

想定される主な取り組み

火災を未然に防止するための防火査察 の強化や住宅防火診断、防火教室の開 催、自主防火組織の育成などによる火 災の未然防止と事業所の防火安全性 の確保。

・防火対象物及び危険物施設の防火安全性を向上させるため、特に社会福祉 脱施設や雑居ビルなどを中心とした防火査察を充実させる。

・自治会等を対象とした防火指導の実施など、地域における防火意識の普及啓発を図るとともに広報紙やコミュニティ放送等による火災予防広報を実施する。また、防火管理者等を中心とした事業所における自主防火体制の確立を図る。・高齢者世帯等を中心とした住宅防火診断の実施及び住宅用火災警報器の一般住宅への設置義務化に伴う早期の設置促進により住宅火災による被害の軽減を図る。

第2期実施計画における総評

・消防法が改正され、不特定多数の人々が出入りする施設の平常時の防火管理体制、消防による防火査察の重要性が クローズアップされるなど、今後も引き続き防火対象物や危険物施設の管理状況把握のための防火査察の強化に努め ていかなくてはならない。

- ・火災による死者のほとんどが建物火災、特に住宅火災により発生していることから、住宅防火診断をはじめとする住宅 防火対策を推進してきたが、一定の効果はあったものの、根本的な死者の低減を図れるものではなかったため、住宅用 火災警報器等の設置を促進するハード面を含めた住宅防火対策を進めてきた。
- ・放火及び放火の疑いによる火災は、深刻な社会問題となっておりその対策が急務である。
- ・火災予防体制の推進は、消防機関のみで成し得るものではなく、関係機関との連携・協力及び市民協働が必要である との認識に立ち、今後とも地域に密着した対策を推進していかなければならない。

9 消防・救急体制の充実 政策

情報収集・通信指令体制の充実 施策31

施策における目標

大規模災害等における迅速・的確な情報収集体制と高度情報化に対応できる通信指令体制を確立します。

施策概要

想定される主な取り組み

119番受信から迅速・的確に対応できる 通信指令体制の整備。

|携帯、IP電話からの緊急通報における位置情報収集体制の構築と消防無線デ ジタルの移行に向けて詳細な検討を行う。

第2期実施計画における総評

·平成16年度から平成18年度までに通信指令装置更新事業として通信指令装置を更新し、119番受信から現場到着まで の時間短縮と災害発生時の迅速・的確・効率的な指令、情報収集体制の整備と市民への情報提供を行うことが可能とな り、消防救急情報収集、通信指令体制の充実が図れた。

消防・救急体制の充実

救急・救助体制の充実 施策32

施策における目標

複雑・高度化、かつ大規模化する災害事象に迅速・的確に対応するため、救急・救助体制の充実強化を図り、地域住民 の安全の確保と救命率の向上をめざします。

施策概要

想定される主な取り組み

高度な救急・救助資器材の整備、救急 時における市民の救命率を高める救急 救命士の養成。

·AEDを使用した救命講習を開催し、市民等の応急手当の普及啓発を図る。 ・高規格救急自動車や高度救命資器材を整備、消防相互の広域的な応援体制

により、救急・救助体制の充実を図る。 ・救急業務の高度化に対応するため、救急救命士の計画的な養成を行うととも に、救急活動の事後検証と気管挿管等の教育研修体制の充実強化を図り、救 命率の向上を図る。

第2期実施計画における総評

・救急件数の大幅増加(対比平成17年/平成14年 129.5%)が示すように、市民の救急需要がますます高まる傾向にあ る中、救急業務の高度化、処置拡大(平成15年4月以降、順次、医師の指示なしでの電気的除細動(電気ショック)の実 施、医師の指示下での気管内へのチューブの挿管と薬剤投与ができるようになった。) に的確に対応できるよう資器材の 整備及び救急救命士の計画的な養成が行えた。

・救命講習の受講者数については、平成17年末累計で9,895名と年々増加しており、応急手当の普及啓発に寄与してき

・今後は、市の施設及び民間の事業所にも、AEDが設置されていく中、引き続きコミュニティFM放送(タッキー816)あるい は広報紙もみじだより等を通じて、AEDを使用した救命講習の受講を呼び掛け、更なる救命率の向上をめざすためにも、 バイスタンダー(現場に居合わせた人)の育成に力を注ぐ必要がある。

政策 9 消防・救急体制の充実

施策33 消防団組織・施設・装備の充実

施策における目標

市民生活の安全・安心を確保するため、消防団の持つ要員動員力、地域密着性、即時対応性を生かすべく、活動環境を 整備します。

施策概要

想定される主な取り組み

円滑な消防団活動を確保するための拠 点施設や資器材の整備拡充。

- ·消防団活動に必要な資器材の整備購入や消防団員の制服貸与、運営支援などにより、円滑な消防団活動を図る。
- ・適切な消防団員数の確保に向け、団員確保の方策、機能別分団のあり方、職員分団員の採択等について消防団活性化対策検討委員会において議論・検討し、その方向性を見出す。
- ·消防団分団格納庫及び詰所の維持管理と計画的な改修を行うとともに、緊急出場に備えるため消防団車両等を適正に整備・管理する。

第2期実施計画における総評

- ・適正な消防団活動を確保することができた。
- ・消防団員の高齢化、サラリーマン化の問題、大きな被害が予想される東南海、南海地震に対する対策等消防団が抱える課題は多岐にわたり、さらには、国民保護法の制定等、今後、ますます消防団の担う役割、期待が大きくなってきている。
- ·今後、消防団活動の適正を確保するため、新しい任用方法等を検討し、消防団の充実強化を推進する必要がある。 ·消防団の活動環境については、ハード面の拠点施設(分団格納庫兼詰所)及び車両の整備を計画どおり進めることができた。

政策 10 交通安全の確保

施策34 交通安全施策の推進

施策における目標

箕面市道路整備指針、箕面市交通バリアフリー基本構想の整備方針に基づき、歩道・自転車道等の交通安全施設の整 備促進を図り、放置自転車・迷惑駐車の排除を進め、交通事故のさらなる減少をめざします。

施策概要

|想定される主な取り組み

放置自転車、迷惑駐車の排除や歩道、 交通安全施設などの整備。

- ・交通モデル地区等地域ニーズ、優先度を絞り込み交通安全施設等の整備を
- ・放置自転車の解消に向けて整理誘導・移動撤去を行う。
- ・迷惑駐車の防止啓発活動を関係機関、地域・沿道住民と行う。

- ·箕面市道路整備指針、箕面市交通バリアフリー基本構想の整備方針に基づき、整備順位の確定と、地域ニーズに合った優先度の高い交通安全施設の整備を図った。
- ・・交通事故の要因となる放置自転車の撤去、迷惑駐車の防止啓発活動を継続して推進した。

政策 10 交通安全の確保

施策35 交通安全教育の推進

施策における目標

箕面警察署、関係機関と連携し、幼稚園・小学生への自転車交通安全教育の充実や高齢者への交通安全教育の充実 を図ります。

施策概要

想定される主な取り組み

子どもから高齢者まで年齢に応じた、交 通安全教育の推進。

- ・幼稚園児・小学生への交通安全教室等を実施する。
- ·高齢者に対し、自動車を運転する、自転車に乗ってみるなどの体験型交通安全教室を実施する。
- ·幅広〈多〈の参加者への高齢者交通安全教室を実施する。

第2期実施計画における総評

- ・箕面市内の交通事故件数は平成10年度の624件を底に増加しており、平成14年度から平成17年度は850件を超えた。 ・箕面警察署が、箕面市老人クラブ連合会役員40名を「高齢者交通安全リーダー」と委嘱し、市、大阪府交通安全協会と 連携して研修を行った。また、自動車運転者、歩行者、自転車の乗り方等体験型研修を行ったが、高齢者の交通事故件 数は増加傾向にあり、継続した取り組みが必要である。
- ·大阪府交通安全協会自転車指導員を小学校に招き、子どもに対する自転車交通安全教育や大阪府交通安全協会監修の「自転車博士の交通安全テキスト」の配付などを行ったが、子どもに対する交通安全対策についても、継続する必要がある。

政策 10 交通安全の確保

施策36 救急・救助体制の整備

施策における目標

交通事故災害から市民の生命・身体を守るため、救急・救助体制の充実強化を図ります。

施策概要

想定される主な取り組み

交通事故被害を最小限に止めるため、 救急車などによる迅速な搬送と適切な 処置の実施。 高規格救急自動車や高度救命資器材を整備、消防相互の広域的な応援体制により、救急・救助体制の充実強化を図る。

- ・ここ数年の救急発生件数の大幅増にもかかわらず、救急車の平均現場到着時間は、5.1~5.2分と以前のスピードを維持できている。平成18年4月の通信指令装置の更新により、より迅速な搬送体制が可能となってきた。
- ・交通事故に係る救急体制については、二次災害防止の観点から、消防隊との連携をもって、円滑な活動が図られた。

政策 11 人権文化の振興

施策37 人権尊重のまちづくり

施策における目標

市民が、生活の中で人権が守られていることを実感できるよう、人権啓発活動や人権行政の推進をNPOや市民団体など と協働し進めます。

施策概要

想定される主な取り組み

人権に関する学習会の開催や、市民団体と協働した人権啓発の推進、人権相談の実施。

「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づき、人権尊重を基礎とした業務遂行 を実現するため、職員に対する啓発や、市民及び職員を対象とした人権学習・ 人権啓発の推進、人権相談等に引き続き取り組む。

第2期実施計画における総評

- ・「箕面市人権施策基本方針」(H11~H16)を受け、「箕面市人権のまち推進基本方針」(H17~H22)を策定し、これに基づき人権の概念や取り巻く状況、本市の現状と課題などについて啓発するとともに、地域社会における人権尊重、人権行政の推進などに取り組んできた。
- ・箕面市市民満足度アンケートに見られるように「自身の人権が守られていると感じる」・「箕面市は人権が守られていると 感じる」市民の割合は横ばい状態であることから、今後は市民が「人権のまち箕面」を実感できるよう、各種啓発活動や 人権行政の推進を各種団体やNPOなどと協働し、行政と一体となって具体に進める必要がある。

政策 11 人権文化の振興

施策38 多文化共生社会の推進

施策における目標

国籍、民族や宗教などを問わず、すべての人が違いを認め合い、尊重し合う、誰もが住みやすいまち「みのお」の実現を 図ります。

施策概要

想定される主な取り組み

多文化共生社会の実現に向け、地域に おけるさまざまな課題に対する取り組み や外国人市民とともに生きる地域社会 づくりの推進。

- ・外国人市民向けに、地域での日本語学習の充実を図る。
- ·学校での外国人の児童·生徒向けに、日本語学習の充実及び多文化共生教育の推進を図る。
- ・渡日の子どもたちへの支援を行う。
- ・市民の国際理解を深め、相互交流を促進する。
- ·市、(財)箕面市国際交流協会、市民、市民団体の役割を明確にし、第2期箕面市国際化推進計画を推進する。

- ・第1期箕面市国際化推進計画に基づき、計画の推進に努めてきたが、なお解決すべき課題は残っている。
- ・平成18年3月に第1期箕面市国際化推進計画の施策や精神を継承した、第2期箕面市国際化推進計画を策定した。
- ・今後は、外国人市民の増加にも対応するべく、第2期箕面市国際化推進計画の基本的な考え方である 外国人市民の 人権の尊重 多文化共生社会の実現 市民主体の国際化活動の推進を三本柱に、多文化共生社会の実現に向けた 施策を展開していく必要がある。

政策 11 人権文化の振興

施策39 男女協働参画社会の推進

施策における目標

女性の人権の確立と男女協働参画社会の実現に向けた社会システムの構築を図ります。

施策概要

想定される主な取り組み

男女が社会の対等な構成員として互いの人権を尊重し合い、多様な生き方を認め合える社会の実現や女性に対するあらゆる暴力の根絶をめざすための学習機会の提供及び啓発相談事業などの実施。

・男女協働参画推進条例を策定する。

- ・DV被害者支援について、行政だけではなく市域の関係機関との連携により、 具体支援策の検討や人材の育成を行う。
- ・相談事業の実施や、講座等の開催、保育実施による参画機会の確保などによる女性に対するエンパワメントを支援する。

第2期実施計画における総評

- ・「第3期箕面市男女協働参画推進計画」(平成13年度~16年度)の成果と課題をふまえ、「第4期男女協働参画推進計画」(平成17年度~22年度)を策定し、「ジェンダー格差の是正を目指す社会システムの構築」と「女性の人権の確立」「総合的な推進」を取り組みの大きな柱に施策を推進している。
- ・増加しているDVについて、被害者対応のために庁内体制は整備されたが、より具体的な自立支援に向けて、包括的な 支援策の検討が必要である。

政策 12 学校教育の充実

施策40 一人ひとりの豊かな人間形成に向けた教育の充実

施策における目標

基礎基本の学力の確実な定着を図るとともに、個性を重視したゆとりある教育活動のなかで、子どもの生きる力を育む教育、心の教育の充実をめざします。

施策概要

|想定される主な取り組み

児童・生徒の学力向上や豊かな人間性の育成のためのカリキュラムの作成、 AET(英語指導助手)による英語指導及び学校図書館などの活用。

- ・少人数指導を実施する。
- ·特別支援教育を進めるため、特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を充実させる。
- ・全小学校に体力向上用具を配置し、児童の体力向上を図る。
- ・小中一貫校の開校に向けたカリキュラムの開発を行う。
- ・いじめや不登校等の問題解決に対応するため、各中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、児童生徒への支援を行う。

- ・各学校において児童生徒の実態に応じた少人数指導に対する取り組みがなされた。
- ・第2期実施計画での少人数指導の実施率は62.6%であった。
- |・不登校生については、依然厳しい状況ではあるが、各校における取り組みが進み、減少傾向にある。

政策 12 学校教育の充実

施策41 開かれた学校づくり

施策における目標

学校、家庭、地域が一層連携・協力し、特色ある学校づくりを進めます。

施策概要

想定される主な取り組み

学校協議会により地域住民から意見を聞くなど、学校と家庭・地域との連携を強め、地域の特色を生かした学校づくりを推進。

- ・各学校において学校協議会を開催し、地域や保護者の意見を取り入れた学校 経営を行う。
- ・各学校の自主性・自律性を高め、特色ある学校づくりを進めるため、校長に事 務権限を移譲していく。
- ・専門的な技術力や指導力を持つ地域の人材を部活動の指導に招き、部活動 の充実と開かれた学校づくりを行う。
- ・地域活動の支援のため、地域活動団体へ小学校施設の貸出を行う。

第2期実施計画における総評

- ・各学校において学校協議会を開催し、地域、保護者の意見を学校経営への参考とすることができた。
- ・「総合的な学習の時間」における地域との協働授業は60数%であるが、教科や他の教育活動においても地域との協働 は進んでおり、学校と地域とのかかわりは今まで以上に深まってきた。

政策 12 学校教育の充実

施策42 教育環境の整備充実

施策における目標

教育環境の充実と子どもたちが安心して教育活動ができる、安全な施設設備の整備・充実を図ります。

施策概要

|想定される主な取り組み

子どもたちが安心して活動できる施設の整備や教育用コンピュータ等、教育 環境の整備充実。

- ·耐震診断を行い、その結果に基づき学校施設を改修するとともに、老朽化した学校施設の整備・改修や安全で快適な教育施設の整備に努める。
- ・耐震診断結果に基づき、第一中学校の校舎の建て替えを行う。
- ・小中学校の事務処理用にコンピュータを導入し、個人情報の管理を徹底する。 ・給食メニューの豊富化を図り、食育にもつなげるため、学校給食設備の整備・ 充実を行う。
- ・小中一貫校開設や既存通園通学区域のあり方を審議する。

- ·教育用コンピュータの配置、高速インターネットへの接続等、IT環境整備を図った。
- ・電子メールが操作できる児童・生徒の割合やコンピューターを利用して指導できる教員の割合が順調に伸びてきた。
- ・不審者侵入等に対する安全対策については、平成17年度までに止々呂美を除く全ての小学校に、オートロックシステムを設置した。
- ・平成17年度から、大阪府の補助金を活用して全小学校に警備員を配置した。

政策 13 生涯学習の推進

施策43 市民の自主的な生涯学習活動の促進

施策における目標

自主的・継続的に生涯学習活動を行っている市民や団体を支援し、自主活動を通じて得た経験等を地域づくりに生かす システムの確立をめざします。

施策概要

想定される主な取り組み

文化・生涯学習・スポーツ活動を自主的 に行う団体やグループの育成・支援及 び自主的な活動の活性化の促進。

- ·広〈市民に開かれた事業を実施する社会教育関係団体等に対して支援を行う。
- ・生涯学習活動により獲得した経験を地域づくりに生かすシステムの構築を図る。
- ·行政と市民や団体との協働による施策の推進を図る。
- ·市民の地域交流活動の促進を目的に、施設利用や講座の情報を多様な方法で提供する。

第2期実施計画における総評

- ・生涯学習に対する市民の関心や重要性が今後ますます高まっていくことが予想されるため、生涯学習活動に自主的に取り組むことのできる環境整備や仕組みづくりが必要となってくる。
- ·生涯学習活動を行う団体が実施する事業に対して一定の範囲内で支援を行い、市民の生涯学習活動の活性化を図った。
- · 各生涯学習施設(グリーンホール、メイプルホール、総合運動場、箕面文化·交流センター)に指定管理者制度を導入し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減に努めた。

政策 13 生涯学習の推進

施策44 多様な生涯学習機会の充実

施策における目標

生涯学習システムの構築や生涯学習活動に自主的に取り組むことのできる環境の充実を図ります。

施策概要

|想定される主な取り組み

世代を超えた生涯学習機会及び図書館 サービスの充実を図るとともに、文化財 の保護と活用の推進。

- ・市民ニーズに応じた生涯学習機会を提供する。
- ・包括協定を締結した大学との連携強化を図る。
- ・子どもの心の成長を支援するため、子ども読書活動推進計画の推進を図る。
- ・市民大学の創設により、体系立った生涯学習カリキュラムの整備を行う。
- ·近隣自治体の図書館や大学図書館との連携を行い、市民サービスの向上を図る。
- ・みのおサンプラザ全面オープンにより、新たな生涯学習拠点として、さまざまなな市民の生涯学習機会を整える。
- ・昆虫や植物など箕面の自然をテーマとした講座やイベント等、新たな施策を郷 土資料館等において実施する。
- ·天然記念物「箕面山のサル生息地」に生息するニホンザルの適正な管理を行う。

- ・生涯学習に対する市民の関心や重要性が今後ますます高まっていくことが予想されるため、生涯学習活動に自主的に取り組むことのできる環境整備や仕組みづくりが必要となってくる。
- ・平成17年度に包括協定を締結した3大学(大阪外国語大学、大阪青山大学・大阪青山短期大学、千里金蘭大学)と連携 協力を図りながら、人的・知的資源の交流・活用を図ってきた。今後も、引き続き連携強化を図る必要がある。

政策 13 生涯学習の推進

施策45 生涯学習・スポーツ情報システムの構築

施策における目標

生涯学習情報や公共施設予約システムの整備を図り、施設利用者の利便性の向上を図ります。

施策概要

想定される主な取り組み

生涯学習・スポーツ施設のインターネット予約システムや図書館の蔵書情報検索・予約など情報システムの整備を図る ことによる、施設利用者の利用促進。

・公共施設予約システム・スポーツ施設情報システム・インターネット予約に伴う図書館情報システムについて、さらなる利便性の向上を図る。

- ・施設利用者の利便性の向上及び利用の促進を図る。
- ·効率的な図書館蔵書管理システムの検討を行う。
- ・施設利用者の利便性を向上を図るため、インターネットを活用した公共施設予約システムを導入する。

第2期実施計画における総評

- ・施設利用予約情報6館ネットワーク、スポーツ施設情報システム(オーパス)、図書館電算情報システムを実施し、施設利用者の利便性を図った。
- ・各家庭のインターネットの普及により施設利用者の利便性の向上につながっている。 今後は、サービス内容を時代に即した内容にシステム化し、市民サービスの向上を図っていく必要がある。

政策 13 生涯学習の推進

施策46 生涯学習・スポーツ施設の整備

施策における目標

老朽化が進む各施設の安全性の向上を図るため、計画的な施設改修を実施し、施設利用者が快適に利用できる環境づくりに努めるとともに、公共施設配置構想に基づく必要な公共施設(生涯学習機能)の整備充実を図ります。

施策概要

|想定される主な取り組み

生涯学習センター・図書館などの生涯 学習施設、体育館・運動場などのスポーツ施設の利便性、安全性向上のための整備・改修や近隣市町との公共施設の共同利用の促進、民間施設との連携。 ·老朽化が進む施設の安全性向上を図るため、生涯学習センター・図書館・スポーツ施設の計画的な施設改修を行う。

・公共施設再配置に伴う生涯学習施設の整備を検討する。

第2期実施計画における総評

施設管理者の適切な維持管理により、施設の整備に関する満足度調査では、高い評価を得ている。しかしながら、老朽 化している施設が多いため、今後計画的な改修が必要である。

政策 14 地球環境の保全

施策47 地球環境保全意識の向上と行動の推進

施策における目標

市民一人ひとりが地球環境問題について理解し、地球環境の保全に向けて取り組むよう推進します。

施策概要

想定される主な取り組み

公共施設での環境対策や市民·事業者の環境配慮行動を推進する啓発、環境学習などの実施。

- ・環境NPOや市民団体などと協働し、環境学習や啓発イベント等を行う。
- ·環境配慮推進員制度、公共施設環境家計簿等による庁内環境配慮の推進を 行う。
- ・「箕面市地球環境保全行動計画」の推進を図り、箕面市域から排出される二酸 化炭素排出の削減に努める。

第2期実施計画における総評

- ・「箕面市地球環境保全行動計画」等に基づき、環境NPOや市民団体等と協働しながら、環境学習や啓発イベント、環境 講座等を実施してきた。しかし、地球環境保全のための意識・行動については、微増にとどまっており、温室効果ガス量 についても計画どおり削減できなかった。
- ・平成18年度において、「箕面市地球環境保全行動計画」の中間確認を行っており、各項目毎の評価、検証を行うと共に、平成17年度より進めている従前の施策内容の点検を引き続いて行い、効果的な施策の推進を図っていく必要がある。

政策 14 地球環境の保全

施策48 地球環境保全行動の支援

施策における目標

市民や事業者による自主的な環境保全活動の定着、推進を図ります。

施策概要

想定される主な取り組み

市民·事業者自らが実施する地球環境 保全行動の支援。

- ·環境NPOや市民団体などの、工夫を凝らした地球環境保全に向けた活動を支援する。
- ·事業者の省資源·省エネルギーと、ごみの減量など環境に配慮した取り組みを 推進する。

- ・「箕面市地球環境保全行動計画」等に基づき、環境NPOや市民団体等と協働しながら、環境学習や啓発イベント、環境 講座等を実施してきた。しかし、市民の地球環境保全のための意識・行動については、微増にとどまっている。また、事業 所に対しても効果的な啓発が図れていない。
- ・平成18年度において、「箕面市地球環境保全行動計画」の中間確認を行っており、各項目ごとの評価、検証を行ってい るところである。
- ・これらの結果を踏まえ、平成17年度より進めている従前の施策内容の点検や新たな支援策の導入等について、費用対効果の視点も取り入れながら、検討を行っていく必要がある。

政策 15 豊かな自然環境の保全

施策49 山間・山麓部の豊かな自然の保全・活用

施策における目標

山間、山麓部の自然の保全に努め、また、山麓部の土地所有者と市民の相互理解を深めて協働して自然を守ります。

施策概要

想定される主な取り組み

山林所有者・市民・行政が協働し、山間や山麓部の豊かな自然の保全活動や、 自然とのふれあい・学習の場としての活 用の推進。

・市民の森や箕面国定公園を美化することにより、快適な自然環境を維持する。 また、自然とのふれあい・学習の場として活用を図る。

・山麓保全の活動に適正な助成がなされ、山麓保全ファンドが有効に活用されるように啓発等に努める。

第2期実施計画における総評

- ・山間部においては、市民や観光客がみどりに親しむことができる環境整備を引き続き行っていく必要がある。
- ・山麓部においては、山麓ファンドの設立により、山林所有者、市民、行政の協働による山麓部の豊かな自然の保全・活用が着実に進んでいる。
- ・今後は、山麓保全交流会、市ホームページ、NPO法人みのお山麓保全委員会ホームページ、ニュースレター等による PRをより強化し、引き続き山麓ファンドへの応募件数を増やすよう工夫する必要がある。

政策 15 豊かな自然環境の保全

施策50 身近な自然の保全・活用と創出

施策における目標

身近な自然の保全・活用と創出に関して満足している市民が増えるよう努め、市民が一緒に自然を守る活動に参加するよう推進するとともに、身近な自然としての樹木を保護保存します。

施策概要

|想定される主な取り組み

保護樹木・保護樹林の指定など市街地にある身近な自然の保全・活用。

·市街地にある小規模な林·ため池·鎮守の森·公園などを身近な自然の拠点として保全する。

・既存の保護樹木・樹林を保全するとともに、市内の樹木資源を市民団体と連携し、地域のシンボルとして保全する。

·動物との共生に向けた取り組みを行う。

- ·公園·緑地等におけるアドプト活動の団体数が増加してきた。
- ・アドプト活動に対する要綱の改正も含めてより活動しやすい仕組みづくりを検討してきた。また、アドプト活動への支援により、市民自身が地域にある身近な自然や公共空間を守り育てる取り組みに積極的に関わっていこうとする意識が高まっており、主体的なかかわりから育まれる愛着が満足度にも好影響を与えたと考えられる。今後は、市民にアドプト制度の本来の趣旨を理解してもらうよう、啓発活動に力を入れる必要があるとともに、より活動しやすい仕組みづくりを検討する必要がある。
- ・保護樹木・保護樹林については、広報紙での呼びかけや市民活動団体が行うマップ作りを支援することで市民への啓 発を図った。
- ・アライグマやシカ、イノシシ等の動物に対する取り組みが必要となっている。

政策 16 健全な消費生活

施策51 消費者支援と消費者被害の防止

施策における目標

消費者の利益を擁護、増進することにより、市民の消費生活の安定及び向上を図ります。

施策概要

想定される主な取り組み

消費者被害の予防・救済のための消費 生活相談や啓発講座などの実施。

- ・消費生活センターにおいて、専門知識を有するコンサルタントによる消費生活 相談、苦情処理を行う。
- ·消費者保護に関する法律や制度等に関して、消費者に必要な情報を提供する。
- ・消費者被害を未然に防止するため、市民に対する啓発講座の開催や、広報 紙、インターネット等多様な広報媒体を活用した啓発を実施する。

第2期実施計画における総評

- ·消費生活相談の利用者数が平成15年度、平成16年度に急増したが、これは全国的にハガキ、携帯電話及びインターネット等を利用した架空請求·不当請求事案が増加したことによるものであり、法規制及び取締り等の結果、平成17年度以降は減少傾向にある。
- ・高齢者を狙った住宅リフォームの次々販売等の悪質商法が社会問題化し、国や自治体等の関係機関が連携して対応 を図った。
- ・こうした状況の中で、消費生活における被害の未然防止のための啓発講座を開催するとともに、消費生活センターにおいて専門家による相談体制を整え、相談の解決に努めた。

政策 16 健全な消費生活

施策52 地球環境にやさしいライフスタイルの推進

施策における目標

省資源、省エネルギーを実践し、地球環境にやさしいライフスタイルをめざすという市民意識の高揚を図ります。

施策概要

想定される主な取り組み

大量消費·大量廃棄のライフスタイルを 見直す循環型社会への施策を実施。

環境NPOや市民団体等と協働し、環境学習や啓発イベント等を行う。

- ・「不用品交換情報」の事業により市民のリサイクルやごみ減量に対する意識を高めてきたが、インターネット等、他の多 様な方法で不用品の交換が可能となったため、平成17年度をもって事業を廃止した。
- ・消費生活・環境問題・その他生活に関連する問題をテーマとして、市及び各団体により開催してきた「〈らしとかんきょうフェア」は、各施策テーマ毎に目標を明確にして必要に応じて開催することとして、平成15年度をもって廃止した。
- |・「地球環境にやさしいライフスタイルの推進」という施策自体は、資源循環の取り組み等によって、一定進展があった。

政策 17 雇用創出と勤労者福祉

施策53 就労対策と勤労者福祉

施策における目標

安定した雇用環境の確保と勤労者の生活の安定と福利厚生の充実を図ります。

施策概要

想定される主な取り組み

雇用促進を図るための講座や情報提供、小規模事業所の福利厚生などの支援。

・職業安定所など関係機関と連携し、事業主を中心に雇用対策と勤労者福祉に 関する制度の周知を行う。

·労働相談、セミナー等の実施によって、不当な雇用制限を排除し、雇用環境の安定、改善の推進を図る。

・企業・労働団体との協調のもとに勤労者の生活の安定と福利厚生の充実を図る。

第2期実施計画における総評

- ·箕面市勤労者互助会を中心とする労働福祉推進事業により、中小事業所における勤労者の福利厚生面での充実が図れた。
- ·事業所の廃業等により、箕面市勤労者互助会の加入者数が減少しているため、今後は従来からの勧誘業務に加え、事 業所への訪問PRを実施する必要がある。
- ・就職困難者等への支援における地域就労支援事業の重要性は今後ますます高まると考えられるため、地域就労支援 コーディネーターの資質向上をはじめ、相談体制の充実や情報提供の迅速化、求人情報を保有する公共職業安定所と の連携を密にすることなどにより、事業の充実を図る必要がある。

政策 17 雇用創出と勤労者福祉

施策54 高齢者の就労支援

施策における目標

高齢者の就労を支援し、就労を希望する高齢者の雇用確保をめざします。

施策概要

|想定される主な取り組み

シルバー人材センターの活用などによる 高齢者の就労支援。 ・補助金等により、社団法人箕面市シルバー人材センターに対する支援を行う。 ・地域就労支援事業として、公共職業安定所との連携を行い、求人情報の提供 や制度的な支援を行う。

・シルバー人材センターが独自事業の開拓や職種拡大を行うなど、労働地域の 拡大を行えるよう、側面的な支援を行う。

- ・平成17年度におけるシルバー人材センターの会員数は増加しているものの、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正や景気の動向の影響もあり、就業者率は低下した。
- ・シルバー人材センター助成事業においては、独自事業のあり方も含めた経営改革の進行や、契約金額の増加等により 市の助成金額の減額化が進んだ。
- ・高齢者・障害者・母子家庭の母親などの、就労阻害要因を抱える市民が就職できるような多様な雇用、就業環境の整備など、地域に密着した労働施策の展開が必要である。

政策 17 雇用創出と勤労者福祉

施策55 障害者の就労支援

施策における目標

障害者雇用支援センターを軸に障害者の就労を支援し、障害者就労の場の拡大を図ります。

施策概要

想定される主な取り組み

障害者雇用支援センターや障害者事業 所の支援などによる障害者の就労支 遅

- |・障害者雇用支援センターと企業及び公共職業安定所との連携を充実し、障害 |者雇用促進のための事業主への支援を行う。
- ・就職後の相談等による障害者市民へのフォローを行う。
- ・勤労障害者市民と障害者雇用優良事業主の表彰を行う。
- ・箕面市障害者雇用支援センターの運営支援を行う。
- ・障害者市民に対する技能の向上に向けた、パソコン講習を実施する。

第2期実施計画における総評

- ・障害者雇用支援センターの開所や箕面市福祉のまち総合条例に基づ〈福祉協定による協力事業所の開拓など、障害者雇用の促進に努めた。
- ・厳しい経済情勢と雇用環境の変化により、法定雇用率未達成企業の割合が依然として高く、新規求職者数の伸びほど 就職件数は増加しておらず、企業に対する働きかけが必要である。
- ・障害者の法定雇用率の未達成企業が多い中にあって、6割を超える雇用支援センターへの就業率は極めて高率であり、障害者市民の一般就労に対し、寄与できた。
- ·就職後の相談等のフォローによる職場への定着性にも配慮し、障害者市民の就労の側面的サポートの役割を果たした。

政策 17 雇用創出と勤労者福祉

施策56 女性の就労支援

施策における目標

経済的自立をめざす女性が働きやすい社会環境の整備を図ります。

施策概要

|想定される主な取り組み

働きやすい社会環境の整備や相談事 業などによる女性の就労支援。

- ・公共職業安定所との連携を充実し、女性の就職に対する相談を実施する。 ・募集・採用から配置・昇進・退職にいたるまでのあらゆる場で、実質的な男女 平等の実践や子育てしながら働きやすい環境整備を図るよう、国に対し、事業 者の指導を働きかける。
- ·就労継続·再就職のための職業能力開発講座の実施やパートタイムや派遣労働者等に対する各種制度の充実など、多様な働き方への支援を行う。 ·求人情報の提供を行う。

- ・地域就労支援センターで相談を受け、把握している範囲での求人情報を相談者に提供したり、公共職業安定所に連絡 をとるなど、一定、就労支援の効果があった。
- ・相談にあたるコーディネーターの資質向上を始め、相談体制の充実や情報提供の迅速化を図り、また、公共職業安定 所との連携を密にするなど、相談者の就労をサポートする必要がある。

政策 18 産業の活性化

施策57 商工業の活性化

施策における目標

中小企業や小売業者・商店の経営基盤の強化に努め、既成市街地の活性化を行います。

施策概要

想定される主な取り組み

商工会議所等との連携による中小企業 や小売業者・商店の経営基盤の強化や 魅力ある商業地域の活性化。

- ・・ 箕面市中心市街地活性化基本計画に記載された施策の実施及び箕面わいわい株式会社を支援する。
- ・箕面駅周辺地区の公共施設を中心とした再整備を行う。
- ・市内に事業所を有する中小企業者に対する事業資金の融資を行い、市内中 小企業者の支援を行う。
- |・商工会議所の運営や各種商工業団体の活動・事業等の支援を行う。
- ·大規模小売店舗の立地に関する行政の意見集約や計量器検査、採石パトロール、商店街振興組合の設立認可等、商工業活動に関する各種調査や認可等を行う。

第2期実施計画における総評

- ・景気が低迷する現下にあって、成果指標に基づ〈実績については厳しいところではあるが、平成13年度に策定した「箕面市商業活性化ビジョン」に基づ〈「商業活性化アクションプラン」の実行は、異業種による交流、発展の場としての「太陽プロジェクト」や、地域特性を活かした活性化への具体的な取り組みが市民協働で推進された。
- ▎・既成市街地にあっては、TMO(箕面わいわい株式会社)、箕面商工会議所、行政の連携による事業の推進が図られた。

政策 18 産業の活性化

施策58 観光環境の整備

施策における目標

市街地における観光振興を検討し、観光の視点によるまちづくりを市民にPRし、本市のイメージアップを図ります。また、 環境に配慮した持続可能な観光振興を図ります。

施策概要

|想定される主な取り組み

明治の森箕面国定公園などの観光資源の活用、観光業の振興、市街地観光 の推進並びに近隣自治体などとの連携 による広域観光の推進。

- ·箕面市中心市街地活性化基本計画に記載された施策の実施及び箕面わいわい株式会社を支援する。
- ・箕面駅周辺地区の公共施設を中心とした再整備を行う。
- ・ホームページ、ポスター、パンフレット等による観光情報の提供、観光案内所や観光ボランティアガイド事業の充実、イベントの実施など、観光客や市民に本市の魅力を伝え、観光振興を図る。
- ·紅葉期における府道豊中亀岡線(箕面ドライブウェイ)の交通規制の実施及び市営大日駐車場等の交通警備を適切に行う。

- ・観光客数については、年間100万人以上の観光客が訪れていることから、新たな仕掛けをすることによりさらなる観光客数の増加が見込める。
- ・魅力ある商店、歴史文化遺産の再評価・活用、景観整備、市内各所での花の植栽など、回遊性のある魅力的なコースの開発によって交流人口の増大を図るなど、「都市観光によるまちづくり」を行っていくことが必要であり、市民の地域への理解、参加、来訪者に対するもてなしの心を醸成することが求められ、観光ボランティアガイドを実践することにより、一定効果がでてきた。
- ・紅葉シーズンでのドライブウェイの交通渋滞が長年の懸案事項となっており、これまでさまざまな取り組みがなされてき たが、自動車来訪者台数も特段の減少はないため、引き続き交通渋滞の緩和に向けた取り組みが必要である。

政策 18 産業の活性化

施策59 農林業の保全・育成

施策における目標

営農環境の保全、特産品の育成や、農業祭の実施などによる農林業の保全・育成に努めます。

施策概要

想定される主な取り組み

農業者の営農意欲を減衰させる有害鳥 獣被害の防止、地域特産品の育成をは じめとする地産地消への取り組み。

- ・有害鳥獣による被害防止等営農環境の保全を図る。
- ・農業祭や朝市などによる地産地消の推進を図る。
- ・枇杷、栗、山椒をはじめとする地域特産品の生産量を拡大する。

第2期実施計画における総評

・農業者の営農意欲を減少させ遊休農地増加の遠因となりかねないシカ、イノシシ、アライグマによる農作物被害への対応に力点をおいて農林業の保全に努めているが、対症療法的な対応しかできず抜本的な対策がないのが現状である。・農林業の育成策として、農業祭における地域特産品のPRや平成18年8月に駅前にオープンした箕面市農業経営者連絡協議会役員を主体とする朝市への支援など地産地消の推進に努めている。

政策 18 産業の活性化

施策60 新産業の振興

施策における目標

市民生活に利便性を確保するような新産業の振興を支援します。

施策概要

想定される主な取り組み

ベンチャー企業やSOHOなど、新産業の企業に対する情報提供等の支援。

- ·各種情報の提供や事業補助を通じて、新産業に携わる事業者、商工団体等を 支援し、新産業の振興を図る。
- ・就労対策としての企業支援講座や各種の制度PRを通じて、企業への意欲の向上を図る。
- ・国・府における創業・経営改革支援事業等について、大阪府豊能地域中小企業支援センターや箕面商工会議所との連携を図り、制度の活用やPRを行う。

- ・箕面マルチメディア・ラボに関する事業は、高度情報化社会への対応には寄与したが、新産業の振興に寄与できず、平成16年度で終了した。
- ・平成14年度から取り組みを開始したデジタルヒューマン産業創成に関しては、平成15年度にシンポジウムを開催し、全 国から多数の参加を得たが、その後、実証実験のための拠点整備に至らず現在に至っている。
- ・その他、新産業の振興も視野に入れた取り組みを行ってきたが、実状として振興すべき新産業の業種及び契機を見つけることができていない状況であり、今後も長期的な視野のもと、継続的に取り組む必要がある。
- ・新産業の振興については、産官学による連携が重要であるが、とりわけ起業家や企業における新産業に対する意欲が 不可欠であることから、 萌芽の時期や内容について今後とも注視しながら有効な施策の構築を行う必要がある。

政策 19 計画的な土地利用

施策61 既成市街地の整備

施策における目標

高齢社会の進展を踏まえ、安全で暮らしやすい魅力ある地域づくりを実現するため、駅前の商業地等の再整備の支援を 行い、市民に親しまれるにぎわいと活力のある生活拠点の形成を誘導するとともに、止々呂美地域においては地域振興 に向けた取り組みを地元と連携しながら行います。

施策概要

|想定される主な取り組み

地区の状況に即した駅前地区のまちづくりや止々呂美地域における活性化と 振興を図る取り組みの実施。

- ・桜井駅前地区の防災環境の改善を行う。
- 桜井駅前地区の関係権利者の主体的な商業まちづくり活動への支援を行う。
- ・箕面駅前地区の公共施設を中心とした再整備を行う。
- ・止々呂美地域において、ダム建設に伴う地元要望実現に向けた整備を行う。
- ・止々呂美地域の学校跡整備に向けた検討など地域交流と活性化に向けた取り組みを行う。

第2期実施計画における総評

- ・平成17年7月に国土交通省河川管理者から「余野川ダムは当面実施しない」との方針発表を受け、国土交通省に対して 地元止々呂美地域から提出されている地元26項目要望について、止々呂美地域の地域振興に資する実現が図られるよ う、地元において重点項目の整理が行われた。
- ・地元26項目の重点項目を優先した取り組み活動を支援し、併せて、止々呂美地域の活性化と振興を図る取り組みを進めていくとともに、国土交通省に対し、調整や役割分担等について責任のある姿勢を強く求めていく。
- ・阪急桜井駅前の再整備については、現時点において、具体的な整備手法等が固まっていない状況であるが、喫緊の行政課題である駅前広場などの都市基盤整備、防災環境の改善、商業の活性化を図るべく、引き続き地区内の関係権利者をはじめ周辺住民も含めたまちづくりの熟度を高める取り組みを行い、身の丈にあった再整備を推進していく必要がある。

政策 19 計画的な土地利用

施策62 新市街地の整備

施策における目標

「かやの中央(箕面新都心)」においては、本市の新しい玄関口とするために、住宅や都市機能の集積を誘導するとともに、「箕面森町(水と緑の健康都市)」、「彩都(国際文化公園都市)」においては市の財政状況を踏まえ、事業主体、地域 住民及び地権者と協力連携しながら、引き続き秩序あるまちの誘導と定住性に富んだ魅力あるまちづくりを図ります。

施策概要

想定される主な取り組み

社会情勢や状況の変化を踏まえた箕面 森町(水と緑の健康都市)や彩都(国際 文化公園都市)の適切な事業の推進。

- ・かやの中央(箕面新都心)における適切な土地利用を誘導する。
- ·箕面森町(水と緑の健康都市)及び彩都(国際文化公園都市)においては、事業の進捗に合わせた地区計画を策定する。
- ・彩都(国際文化公園都市)においては、公共施設の整備について、検討する。 ・箕面森町(水と緑の健康都市)における早期人口定着化に向けた魅力あるま ちづくりを展開する。

- ・かやの中央(箕面新都心)は平成15年度にまちびらきを行い、以後順調に人口定着が図られるとともに、箕面マーケット パークヴィソラなどは箕面市民はもとより、周辺市町の住民からも支持を受けてにぎわいを見せている。また市民による 主体的なまち育ての取り組みも活発に行われており、本市の都市拠点として順調に発展してきている。
- ・彩都(国際文化公園都市)は平成16年度に一部まちびらきが行われ、平成19年にモノレールの延伸を予定しており、順次土地利用が進められていくなか、良好なまちづくりを誘導するべく平成17年度地区計画(地区整備計画)の決定を行った。
- ・小野原西地区は平成19年度のまちびらきに向け、事業進捗中であり、また、箕面森町(水と緑の健康都市)は平成19年 度中の土地利用の開始に向け事業推進中であるが、良好なまちづくりに向けた地区計画の決定や生活利便施設の整備 など、人口定着に向けた市街化促進策としてのまちの魅力付けを、今後計画的に進めていく必要がある。

政策 19 計画的な土地利用

施策63 山間・山麓部や市街化調整区域等の保全・活用

施策における目標

山間、山麓部の自然の保全に努め、山麓部の土地所有者と市民の相互理解を深め、協働して自然を守ります。

施策概要

想定される主な取り組み

土地所有者や市民と協働し、山間・山麓部の自然や市街化調整区域の適正な保全と活用を推進。

- ・山間・山麓部は、都市生活に潤いとやすらぎを与えるものとして、土地所有者や市民と協働しながら保全・活用を進める。
- ・生産緑地地区の適正な指定及び解除の事務を行い、有効な土地利用を図る。

第2期実施計画における総評

- ·NPO法人みのお山麓保全委員会等を介して山林所有者、市民団体、行政間の協働による山麓部の豊かな自然の保全・活用が着実に進んできた結果、自然緑地等指定同意率が上がった。
- ・山麓保全交流会、市ホームページ、NPO法人みのお山麓保全委員会ホームページ、ニュースレターなどを通じた山麓保全に対する啓発も一定進んできた。なお、ファンドの創設に際し、平成15年度に指定対象面積を83.0ha(公簿)から184.0ha(公簿)に拡大した。同意面積も38.3ha(公簿)から64.5ha(公簿)と倍に増加した。
- ・市街化調整区域内の農地面積については、近年農地面積はゆるやかな減少傾向にあり、今後もこの傾向が続くものと 予想される。
- ・生産緑地指定面積については、土地区画整理事業等による大規模な市街地開発による生産緑地減少は今後予定されていないことから、買い取り申し出による小規模な減少が続くものと予測される。

政策 20 公共交通機関の整備

施策64 鉄軌道の整備

施策における目標

かやの中央(箕面新都心)、箕面森町(水と緑の健康都市)の開発等に伴い発生する輸送需要への対応を図るとともに、 沿線地域の大阪都心部やJR新大阪駅へのアクセス機能を強化し、市民全体の利便性の確保や市域全体の活性化を図 るため、北大阪急行線の延伸による北大阪地域の環境対策を考慮した総合交通体系の確立をめざします。

施策概要

想定される主な取り組み

モノレールや北大阪急行線延伸への取り組み、市民が利用しやすい公共交通 ネットワークの整備。

- ・北大阪急行線延伸について市民の意向を把握する。
- ·国·大阪府などの関係機関と整備主体、運営主体及び新しい事業スキームについて協議を行う。
- ・多角的観点から課題・条件を整理し、施策の方向性を検討する。

- ・北大阪急行線の延伸に関して、平成16年10月の近畿地方交通審議会答申に位置づけられた。この位置づけを受けて、 平成17年8月に学識経験者、鉄道事業者、国、大阪府、市など関係機関により構成する「北大阪急行線延伸検討委員 会」を設置し、平成17年度から18年度にかけて整備計画の合意形成を進めている状況である。
- ・近畿地方交通審議会答申への位置づけを得たことや「北大阪急行線延伸検討委員会」での検討が進められたことにより、延伸実現に向けて一定前進した。

政策 20 公共交通機関の整備

施策65 バス路線網の整備

施策における目標

かやの中央(箕面新都心)、箕面森町(水と緑の健康都市)、彩都(国際文化公園都市)の新市街地と各鉄道駅などの交通拠点を結ぶバス交通網を、事業主体と協議を行いながら確保し、公共施設巡回福祉バスを含めた市内バス路線網については、今後の高齢化や地球環境保全等を視野に入れ、再編を検討していきます。

施策概要

想定される主な取り組み

バス路線網整備やバス停留所の改修、 公共施設を巡回する福祉バスの運行な ど市民の利便性の向上。

・バスの利便性向上のためのノンステップバス導入事業費補助(平成22年度まで)や、バスカードシステム導入整備費補助(平成20年度まで)を継続実施する

・公共施設巡回福祉バスを含めた市内バス路線網について、阪急バス㈱と研究 会議を継続し、バス路線網の再編について検討する。

・特定地域(急勾配等)のコミュニティ交通について、適正な利用者負担を原則として、市の支援方法等について継続検討する。

第2期実施計画における総評

- ・ノンステップバスについて、平成11~13年度、平成16~18年度までに計6台のノンステップバス導入補助を実施し、利用者の利便性向上に努めた。
- ・バスカードシステムの導入に対する補助を実施し、利用者の利便性の向上に努めた。
- ・平成18年4月から、急勾配地や高齢化など地区特有の交通問題を抱えている特定地域において、地域が主体となったコミュニティ交通の導入について地元自治会と協議を開始した。市、地元自治会で勉強会を平成18年度に開催していたが、地元主体のコミュニティ交通(運営主体:自治会)導入に対する運営費等の課題があり、コミュニティ交通の導入を一日見送った。
- ・公共施設巡回福祉バスを含めた市内バス路線網の再編について、市、阪急バスで協議研究していくために箕面市市内 バス路線網整備研究会議を立ち上げ、検討を開始した。

政策 20 公共交通機関の整備

|施策66 公共交通機関への乗り継ぎの促進

施策における目標

自動車、バイク、自転車など各種の交通手段と公共交通機関との円滑な乗り継ぎを図るため、各鉄道駅等における駅前 広場、駐車場及び駐輪場の整備を進めます。

施策概要

想定される主な取り組み

駅前広場や駐輪場の整備などによる公 共交通機関への乗り継ぎの促進と箕面 市交通バリアフリー基本構想における 重点整備地区の整備の促進。

・「箕面市交通バリアフリー基本構想」に基づき、道路管理者、公共交通事業者と一体的、効果的に事業整備計画を推進させ、公共交通機関の乗り継ぎの利便性の向上を図る。

·パークアンドライド等のTDM施策を実現するため、駐車、駐輪施設を利用者本位の施設とする管理・整備計画の確立を図る。

第2期実施計画における総評

・平成17~18年度にかけて、桜井駅のバリアフリー化(エレベーター設置、スロープ改修等)設備整備補助を実施しており、整備完了後は利用者の利便性向上が図られた。

政策 20 公共交通機関の整備

施策67 自動車交通の適正化

施策における目標

幹線道路の渋滞緩和と生活道路の円滑な交通をめざします。

施策概要

想定される主な取り組み

駅前駐車場の活用などによる渋滞緩和 や違法駐車対策の実施。

·府道豊中亀岡線を始め、迷惑駐車防止重点路線の活動充実を図る。 ·公共交通機関への乗り換え(TDM)と利用促進を図る。

第2期実施計画における総評

- ·平成18年7月1日から、かやの中央自動車駐車場の指定管理者制度の導入を図り、駅前第一·第二駐車場とともに適正な管理運営に移行し、事務の効率化を図った。
- ・府道豊中亀岡線沿道の迷惑駐車防止活動については、市民と協力し、継続的に啓発活動を中心に強化してきた。

政策 21 道路の整備

施策68 道路ネットワークの充実

施策における目標

交通渋滞の解消やまちづくりと整合した道路ネットワークを形成するため、総合的な観点からの優先性に基づく計画的な 道路整備を行います。

施策概要

想定される主な取り組み

交通渋滞の解消、まちづくりと整合した 道路整備など市民の日常生活上の移 動が容易にできる道路ネットワークの形 成及び計画的な道路整備。

- ・止々呂美東西線、小野原豊中線の供用開始に向け整備を行う。
- ・桜井石橋線の道路改良工事を推進する。

第2期実施計画における総評

道路のネットワークを充実させるため、都市計画道路小野原豊中線及び都市計画道路止々呂美東西線の供用開始に向け整備を行っている状況である。今後のネットワークについては、都市計画道路の見直しを踏まえ、効率的・効果的な事業実施を行う必要がある。

政策 21 道路の整備

施策69 安全で快適な都市環境の整備・保全

施策における目標

歩車道の分離整備や、自転車通行帯の整備、街路樹による緑化を推進し、交通事故の減少を図るため、交差点の改良、道路照明施設の設置、また、歩道の段差改良を行い、誰もが安心して通行できる道路整備を行います。

施策概要

想定される主な取り組み

歩道や街路樹、点字ブロックの整備、段 差解消など安全で快適な道路の整備。

- ・歩道と車道の段差改良を図るとともに、点字ブロックや交通安全施設等の設置を行う。
- ·交通事故多発地点及びその周辺地域の交差点の改良や街路灯、道路反射鏡の新設を行い、事故の減少を図る。
- ·市道箕面今宮線と国道423号との交差点に右折レーンを設置する。
- ・街路樹の適正な管理を行う。

第2期実施計画における総評

交通安全施設等の整備(歩道の段差改良、街路灯の設置、道路反射鏡の設置)については、一定のランクをつけ重要度 の高いか所より設置を進めてきた。引き続き、交通安全施設の設置を行い交通事故の防止を図る必要がある。

政策 21 道路の整備

施策70 都市防災の強化

施策における目標

消防作業や災害時における緊急車両の通行路確保、延焼防止など防災の強化を図るため、狭あいな道路の拡幅整備を 行います。

施策概要

|想定される主な取り組み

緊急車両の運行確保や火災の延焼防 止など、都市の防災性の向上を図るた め、密集市街地の狭い道などの計画的 な整備。 狭あい道路整備事業の補助制度を有効に活用し、市民のニーズに対応した道 路拡幅の推進を行う。

- ・道路ネットワークについては、都市計画道路小野原豊中線及び都市計画道路止々呂美東西線の供用開始に向け整備 を進めた。
- ・狭あい道路整備事業については、多様なニーズに対応できるよう補助制度に移行した。

政策 22 上・下水道、河川(ため池)の整備と運営

施策71 上水道

施策における目標

独立採算制のもとで健全財政を確保し、経営の視点を持って安全で良質な水の供給と安定した給水体制の確立に向けた事業運営を行います。

施策概要

|想定される主な取り組み

安全で良質な水の供給と安定した給水 体制の確立。 ·国際文化公園都市特定土地区画整理事業、水と緑の健康都市特定土地区画整理事業、小野原西特定土地区画整理事業に合わせた水道施設の整備を実施する。

·経年経過で老朽化した配水管の入れ替え及び鉛製給水管の取り替えを実施する。

第2期実施計画における総評

·水道事業の経営を取り巻〈現状は、長引いた景気の低迷、市民の節水意識の浸透·定着等により水道の使用水量が減少するなど収益環境は悪化している。

・鉛製給水管敷設替事業、箕面浄水場中央監視制御設備更新事業及び箕面浄水場処理施設更新事業にかかる起債の 償還、新中区配水池建設事業、彩都(国際文化公園都市)の受水場・配水池建設事業、北部簡易水道施設整備事業など が続〈中で、より一層の健全財政を確保し、安全かつ良質な水を安定して供給してい〈必要がある。

政策 22 上・下水道、河川(ため池)の整備と運営

施策72 下水道

施策における目標

雨水管渠整備等により浸水被害を未然に防ぎ、市民の命・財産を守るとともに、萱野汚水中継ポンプ場更新計画に基づく 事業実施により、施設機能の保持を図り、安全・安心のまちづくりを推進します。

施策概要

|想定される主な取り組み

快適な生活のための適切な汚水処理や 雨水による浸水対策など、公共下水道 の整備。

- ·年間約10haの雨水管渠整備を行う
- ・開発者等への雨水浸透桝設置の指導を行う。
- ・萱野汚水中継ポンプ場における更新計画に基づ〈更新を行う。

第2期実施計画における総評

・平成17年度末における営業収支比率、供用開始区域内の水洗化率及び雨水整備率は目標値を達成しており、浸入水対策率も予定通り推移している。

がまた、汚水管渠整備事業、雨水管渠整備事業、浸入水実態調査及び改良事業並びに萱野汚水中継ポンプ場更新事業 も計画通り施工されており、公共下水道維持管理事業も計画通り施工されているが、管渠等の耐用年数が近接しており、 更新事業への対応が課題となっている。

政策 22 上・下水道、河川(ため池)の整備と運営

施策73 河川(ため池)

施策における目標

河川、ため池などの親水空間への満足度を向上させるため、ため池の整備、水質の改善に努め、市民による河川の日 常管理区域が増加するよう推進します。

施策概要

|想定される主な取り組み

水辺環境の保全、自然災害を防止する ための河川、ため池の維持管理。

- ・河川、調整池の除草、不法投棄物処理の業務委託を実施する。
- ・河川、調整池の施設補修及び河川のパトロールを実施する。
- ・農業用施設(水路、取水施設、農業用さ〈泉)、ばっ気ポンプの維持管理・補修を行う。
- ・ため池点検調査を実施し、ため池の補修を行う。

第2期実施計画における総評

- ・大阪府アドプト・リバー・プログラムによる河川のアドプト団体が着実に増加しており、今後も増加していくことが予想されることから、窓口交渉事務等の調整要因が増加し、人員体制の見直しが必要である。
- ・大阪府が管理している河川において行われているアドプト活動であるため、市の役割分担であるごみの回収の負担が 大き〈なり、今後、大阪府とごみの回収についても協議してい〈必要がある。

政策 23 美しい景観形成

施策74 山なみ景観の保全

施策における目標

土地所有者や市民・市民活動団体等と連携し、四季折々の彩り豊かな山なみ景観の保全に努めます。

施策概要

想定される主な取り組み

土地所有者や市民との協働による山な み景観の保全。

- ・市民活動団体等との連携による公益信託「みのお山麓保全ファンド」活用に向けて効果的な啓発を行う。
- ・公益信託「みのお山麓ファンド」の活用により山麓保全の取り組みを進める。 ・「山なみ景観保全地区」を始めとした各種法規制を適切に運用し、山なみ景観 の保全を進める。

- ・山なみ景観の保全については、山麓保全アクションプログラムに沿って、公益信託「みのお山麓保全ファンド」を創設し、 ファンドを活用した活動が広がりつつある。一方、活動への助成にかかる経費と市民からの寄附とを比較すると、今後の ファンドの継続の仕組みについて検討する必要がある。
- ・山なみの保全活動にかかる山林所有者の負担については、山なみ景観からさまざまな恩恵を受けている市民・事業者 が可能な形で分担することが重要であり、行政を含めた市民・事業者全体が保全に関わるという意識を醸成してい〈必要 がある。

美しい景観形成 政策 23

施策75 良好なまちなみ景観の形成

施策における目標

景観形成の主体である市民・事業者・行政が協働し、良好なまちなみ景観を形成し、それぞれの地域において、まちの将 来の景観像を共有するよう努めます。

施策概要

想定される主な取り組み

景観形成の主体である市民や事業者と 協働し、「都市景観基本計画」を推進す るとともに都市景観条例の改定により 景観法の活用と併せて効果的な仕組み づくり及び適切な運用を行うほか、市民 主体の景観形成を支援。

・市民活動団体や業界関連団体等と連携し、改訂される「都市景観基本計画」 や景観法を始めとする新しい制度の内容について市民や事業者に向けた周知 啓発を行う。

・景観法を始めとする新しい制度を適切に運用していくため、建築行為前の事 |前協議やアドバイザー制度の拡充を図る。また、過度の私権制限とならないよう に審査会等での検討を行う。

第2期実施計画における総評

・かやの中央(箕面新都心)のまちびらきや、高層住宅や商業・遊戯施設の建築など、比較的大きなまちなみの変化が続 き、こうした目に見える大きな変化をきっかけに、市民の中で「景観」が身近な問題として捉えられつつある。しかし、「景 観は行政による法規制の運用によってつくられる」という考え方もまだまだ多く、市民や事業者自らが景観形成の主体で あることを啓発していく必要がある。それぞれの主体の役割分担に応じた景観形成を進めていくことが必要である。

政策 24 情報の活用

行政情報の提供 施策76

施策における目標

行政情報を適切にわかりやす〈市民に提供することで、行政への理解を深め、行政に関心を持つ市民の増加をめざしま す。

施策概要

想定される主な取り組み

広報紙もみじだより・市ホームページ・コ ミュニティFM放送(タッキー816)などに よる行政情報の提供。

・広報紙は、情報提供の核として、見やすさ、読みやすさに配慮し、市民が興味 を持つ紙面作りを行う。

·JIS規格に沿ったアクセシビリティに配慮したホームページづくりを行う。また、 ホームページのリニューアルから3年が経過し、情報量も飛躍的に増加している ことから、デザインなどの見直しを検討する。 ・ホームページの情報量や更新頻度を上げ、情報提供の充実を図る。

・コミュニティFM放送(タッキー816)において、地域密着型のラジオの特性を生 かしながら、市民に迅速・的確な情報提供を行う。

第2期実施計画における総評

・広報紙を読んでいる市民の割合は7割前後で推移している。最も身近な情報源として、今後も見やすさ、読みやすさに 配慮しながら紙面作りをしていく必要がある。また、市民が興味・関心を持つような記事、紙面作りに努めていく。 ・市のホームページへのアクセス件数は増加傾向にあり、今後、誰もが閲覧しやすく、必要な情報が取り出しやすいペー ジ作りが求められる。

・コミュニティFM放送(タッキー816)についても、市民が興味を持つような提供番組作りや地域密着型で迅速な情報提供 ができる取り組みも必要である。

政策 24 情報の活用

施策77 地域情報化の推進

施策における目標

市民が安心して利用できる情報システムを整備することで、市民生活の利便性向上をめざします。

施策概要

想定される主な取り組み

市の庁内ネットワーク基盤の安定的な 稼動を行うことにより、ホームページを 通じて市例規集、市議会会議録などの 行政情報の提供及び電子メールなどに よる情報交換や住民情報システム等の 基幹業務システムの運用管理。

・行政情報ネットワークのインフラや機器の見直し、情報セキュリティの確保を行い、インターネットを活用した市民サービスの安定した提供を行う。

·公共施設のインターネット予約や電子申請等各種市民サービスの電子化を推進する。

・住民情報システムなどの再構築により、業務の正確性、効率化、迅速化を図り、電子市役所を推進する。

第2期実施計画における総評

・!Tのインフラが社会的に整備されてきたことに伴い、ホームページを活用した市民サービスの実績も高まってきている。 これらのサービスは、安定して提供されることが要求されるため、継続した情報セキュリティ対策の実施が求められる。 ・現在の行政情報ネットワークのインフラは平成13年から平成14年に構築されており、今後機器の見直し等を検討してい 〈必要がある。

政策 25 コミュニティの維持・再編

施策78 コミュニティ活動の推進

施策における目標

地域コミュニティの活性化を図り、地域のまちづくりの基盤整備に努めます。

施策概要

|想定される主な取り組み

自治会における地域集会施設の建設 や防犯灯の設置・維持費の助成、コミュ ニティセンターなどでの地域活動の支 援。 ・自治会に関する啓発チラシ、パンフレットの配布、講座の開催を行うとともに、 防犯灯の設置や公園・道路の清掃などさまざまな地域コミュニティ活動に対する 支援を行う。

・コミュニティセンターの管理運営を地域住民で組織する管理運営委員会に委ねるとともに、地域の主体的な活動や地域の情報の共有化を支援する。

第2期実施計画における総評

・平成16年度、17年度の2年間の時限措置として、自治会創設費補助金を設け、防犯灯新設にかかる補助率を引き上げる等の施策を実施した結果、自治会団体数は微増となった。しかし、一方で、自治会加入率の減少には歯止めがかからない状況である。 コミュニティの意義等を地道に啓発しながら、自治会加入率の向上につなげていく必要がある。
・コミュニティセンターについては、平成17年度から指定管理者制度及び利用料金制度を導入し、地域の管理運営委員会が指定管理者となった。 これにより、徐々に、地域の特色ある施設運営、事業運営が行われるようになってきた。

政策 25 コミュニティの維持・再編

施策79 地域活動の拠点づくり

施策における目標

地域が主体となった活動の拠点づくりを支援し、地域における市民相互の連帯意識の醸成を図ります。

施策概要

想定される主な取り組み

コミュニティセンターや学校の余裕教室 などを活用した地域活動の場の提供。

- ・コミュニティセンターの管理運営を地域住民で組織する管理運営委員会に委ねるとともに、地域の主体的な活動や地域の情報の共有化を支援する。
- |・自治会館など、地域が主体となった活動の拠点づくりを支援する。
- ・地区福祉会等による小地域ネットワーク活動の福祉活動が効果的に展開されるよう、地域福祉活動の拠点を整備し、併せて青少年健全育成活動の拠点としても活用する。

第2期実施計画における総評

・コミュニティセンターについては、各施設の老朽化が進んでいるが、条例化及び指定管理者制度への移行等により、施 設利用者数が増えている。これに伴い、施設に対するニーズも多様化しているが、施設利用自体に支障を来すか所を優 先して改修を進めてきた。今後も計画的に改修していく必要がある。

・地域集会施設については、コミュニティセンターとの役割分担等が課題となっている。

政策 25 コミュニティの維持・再編

施策80 地域密着型の行政運営

施策における目標

職員が地元に出向き、地元の意向を把握し、地元に潜在する課題を解決しながら、行政と市民のまちづくりにおける協働 関係を深めていきます。

施策概要

想定される主な取り組み

市民の意見を行政運営に反映するための地域出前説明会や、地元との協働によってまちづくりを進める地元協議会などの開催、市民が運営する市民会議(まちづくり会議)の支援。

- ・地域出前説明会などを開催し、市民生活やまちづくりなどの行政運営について、市民の意見を伺いながら、行政運営に反映する。
- ・地元協議会などを開催し、まちづくりについて、職員が直接地元に出向き、地元の意向や課題を把握しながら、協働してまちづくりを進める。
- ・市民が主体のまちづくりをさらに進めるため、市民の、市民による、市民のための市民会議(まちづくり会議)の開催を支援する。

第2期実施計画における総評

・平成16年度、17年度の2年間の時限措置として、自治会創設費補助金を設け、防犯灯新設にかかる補助率を引き上げる等の施策を実施した結果、自治会団体数は微増となった。しかし、一方で、自治会加入率の減少には歯止めがかからない状況である。コミュニティの意義等を地道に啓発しながら、自治会加入率の向上につなげていく必要がある。・コミュニティセンターについては、平成17年度から指定管理者制度及び利用料金制度を導入し、地域の管理運営委員会が指定管理者となった。これにより、徐々に、地域の特色ある施設運営、事業運営が行われるようになってきた。・防犯をテーマとしたコミュニティ活動への支援として、箕面市防犯委員会が実施する防犯活動(パトロール、キャンペーン、講習会、相談など)に対する支援を行い、「犯罪のない明る〈住みよい箕面のまちづくり」を進める必要がある。・今後は、施策の取り組みをさらに一歩進めて、より地域に密着した行政運営を推進していく必要がある。

政策 26 市民参加の充実

施策81 市民参加によるまちづくり

施策における目標

市民と行政の距離がなくなり、容易に市民参加などができる環境を構築します。

施策概要

想定される主な取り組み

市民参加にかかる手法を検討、検証し、市政へ市民意見を反映させるためのさまざまな市民参加の取り組みを推進するとともに、積極的な情報提供を実施。

- ·市民の行政への関心を高めるため、まちづくり市民塾や地域対話集会を継続する。
- ・市に寄せられる各種相談・要望などに対し、適切な対応、情報の共有を行う。
- ・ホームページや行政資料コーナーを活用し情報提供を推進する。
- ・審議会、公聴会などに加えて、公開ワークショップなど、市民参加にかかる手法を検討・検証し、事案に応じた市民参加を展開する。

|第2期実施計画における総評

- ・第2期実施計画期間における成果指標の中で、公開会議の傍聴者数及び市政モニターからの提言数については、平成 18年度目標値を達成し、順調に施策を展開できたものと考える。
- ・市民参加を充実させる手段として、まちづくり市民塾や地域対話集会を開催し、市民の参加機会を増やせた。今後、これまでの市民参加の手段を検証・改善し、市民の市政への参加の気運を高める必要がある。
- ・「箕面市パブリックコメント手続に関する指針」を策定し、意見募集に係る手続きを統一できた。

政策 26 市民参加の充実

施策82 市民活動促進機能の充実

施策における目標

地方分権(市民分権)時代の到来に向け、公共分野における市民と行政の役割分担を明確にし、協働を進め、NPOなどの発展を促し、市民が担う領域の確立をめざします。

施策概要

想定される主な取り組み

市民活動センターの整備やNPOとの協働の推進など市民活動を促進させる環境の整備。

- ・市民活動センターにおいて関連情報の発信や各種講座等を実施する。
- ・非営利公益市民活動促進委員会において市民活動に対する助成のあり方を 検討し、市民活動の活性化と団体の自立に向けた助成を行う。
- ·NPOパートナーシップ推進員制度やNPOからの企画提案による協働事業実施制度を通じて、NPOとの協働事業を推進する。

第2期実施計画における総評

・平成11年にNPO条例を制定して以降、市民活動促進機能充実のため、さまざまなNPO施策を進めてきたが、第2期実施計画期間(H16~18)においては、NPO補助金制度改正、NPO委託推進調整会議の開催、市民活動センターの指定管理者制度及び利用料金制度の導入など、既存制度の見直しを図ってきた。その結果、新しいNPOが生まれ、NPO条例登録団体数も着実に増加してきた。今後は、これらの団体との協働事例が増やせるように、今までの施策の検証を引き続き行うとともに、新たな施策実施も必要となる。